

## 第2章 通 則

### 第1節 審査上の留意事項

- 1 本基準の適用にあたっては、行政手続法（平成5年法律第88号）及び横浜市行政手続条例（平成7年3月横浜市条例第15号）の趣旨に基づき、法令、条例等の抽象的又は解釈、裁量の余地がある部分について、また、指導基準となる部分については、関係者に説明を十分行い、協力を得た上で指導すること。
- 2 消防用設備等の設置については、防火対象物に火災が発生した場合の覚知、通報、避難、消火及び延焼防止を含む消火活動等の防災対策を総合的な視野に立って審査すること。
- 3 消防用設備等に関する各種技術開発が著しいことから、これらの消防用設備等の機能、信頼性等を十分把握するように努め、実態にあった指導をすること。
- 4 消防用設備等は、できるだけ有機的に相互に関連して活用できるよう設置指導すること。
- 5 消防用設備等のうち、自主設置のもの及び他の法令に基づいて設置するものについても、原則として、本基準を適用するものとする。
- 6 令第27条（消防用水）及び条例第55条（固定避難用タラップ）における高さが31mを超える建築物とは、最上階の軒の高さが31mを超えるものとする。
- 7 特異な設置計画等、審査上判断が困難なものについては、主管課と協議すること。
- 8 法第10条第1項で定める製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物施設」という。）を含む防火対象物にあつては、原則として、防火対象物全体を法第17条で規制し、危険物施設部分の規制にあつては、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）の基準により設置することとし、詳細にあつては主管課と協議すること。
- 9 本基準中、●が表示されている部分は、指導基準を示す。

## 第2節 各 論

### 第1 消防用設備等の設置単位

1 消防用設備等の設置単位は、建築物である防火対象物については、特段の規定（令第8条、令第9条、令第9条の2、令第19条第2項及び令第27条第2項）がない限り、敷地でなく、棟であること。

（注）棟とは、原則として独立した一の建築物又は独立した一の建築物が相互に接続されて一体となったものをいう。

2 建築物と建築物が渡り廊下（その他これらに類するものを含む。以下同じ。）、地下連絡路（その他これらに類するものを含む。以下同じ。）又は洞道（換気、暖房又は冷房の設備の風道、給排水管、配電管等の配管類、電線類その他これらに類するものを敷設するためのものをいう。以下同じ。）により接続されている場合は、原則として1棟であること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、消防用設備等（屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備及び消防用水を除く。）の設置について別棟として取り扱うことができるものであること。

（1）建築物と建築物が地階以外の階において渡り廊下で接続されている場合で、次のアからウまでに適合している場合

ア 渡り廊下は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃性物品等の存置その他通行上の支障がない状態のものであること。

イ 渡り廊下の有効幅員は、接続される一方又は双方の建築物の主要構造部が木造である場合は3m未満、その他の場合は6m未満であること。

ウ 接続される建築物相互間の距離は、1階にあつては6m、2階以上の階にあつては10mを超えるものであること。ただし、次の（ア）から（ウ）までに適合する場合は、いずれの階であっても2m（双方の建築物の接続部に閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備を延焼防止上有効に設置したものにあっては1m）以上とすることができる。

（注）建築物相互間の距離は、次によること。

① 渡り廊下上における最短の歩行距離（開口部から開口部まで）とすること。

② 渡り廊下の接続する部分が高低差を有する場合は、水平投影距離によること。

③ 渡り廊下で接続される建築物の階数が異なる場合は、2階以上の階が接続される場合と同等として取り扱うこと。

④ 建築物相互間の距離が階によって異なる場合は、それぞれの接続される階における距離によること。

（ア）接続される建築物の外壁及び屋根（渡り廊下の接続部分からそれぞれ3m以内の距離にある部分に限る。次の（イ）において同じ。）については、次のa又はbによること。

a 防火構造で造られていること。

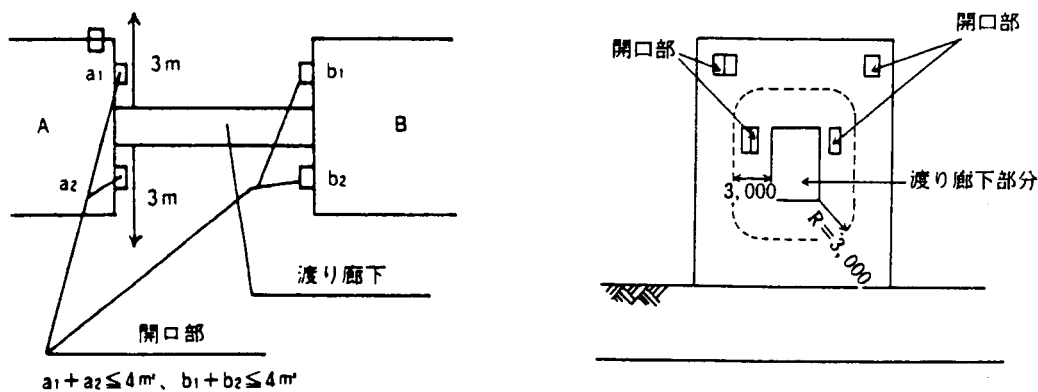
b a以外のものについては、防火構造の扉その他これらに類するもの又は閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備若しくはドレンチャー設備で延焼防止上有効に防護されていること。

（注）渡り廊下の接続部分からの3m以内の範囲は、原則として、建物の渡り廊下の存する側以外の面へ回り込まないものとする。

（イ）前（ア）の外壁及び屋根には開口部を有しないこと。ただし、面積4㎡以内の開口部で防火戸が設けられている場合にあつては、この限りでない。

（注）① ただし書の適用にあたって、建築物相互間の距離が3m以上で、かつ、渡り廊下が準不燃材料で造られたものにあつては、開口部面積を問わないことができるものであること。

② 面積4㎡以内の開口部とは、第1-1図のようにAとBの防火対象物が接続する場合、A側又はB側の開口部面積の合計が4㎡以下のものをいうものであること。



第 1 - 1 図

(ウ) 渡り廊下については、次の a 又は b によること。

a 吹き抜け等開放式であり、建築物との接続部には防火戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖する構造のものに限る。b（b）において同じ。）が設けられていること。

(注) 開放式とは、次のいずれかに適合するものをいうこと。

- ① 廊下の両側面の上部が、天井高の 2 分の 1 以上又は高さ 1 m 以上廊下の全長にわたって直接外気に開放されたもの
- ② 廊下の片側面の上部が、天井高の 2 分の 1 以上又は高さ 1 m 以上廊下の全長にわたって直接外気に開放され、かつ、廊下の中央部に火炎及び煙の伝送を有効に遮る構造で天井面から 50cm 以上下方に突出したたれ壁を設けたもの

b a 以外のものについては、次の（a）から（c）までに適合すること。

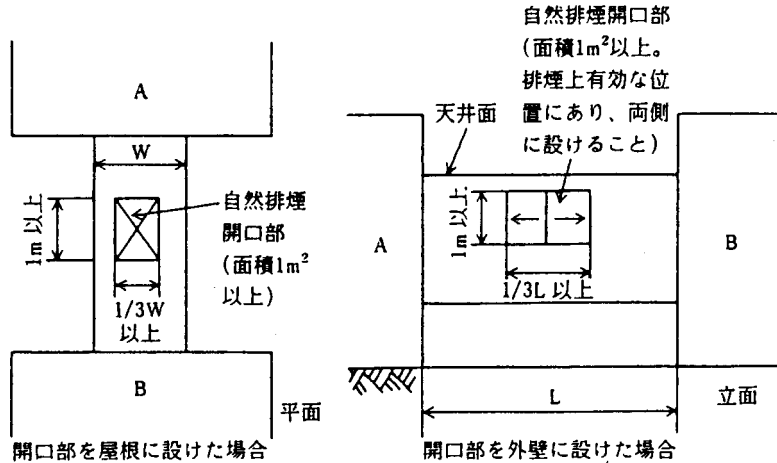
- （a）建基令第 1 条第 3 号に規定する構造耐力上主要な部分を鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、その他の部分を準不燃材料で造ったものであること。
- （b）建築物の両端の接続部に設けられた開口部の面積の合計は、いずれも 4 m<sup>2</sup> 以下であり、当該部分には a で定める構造の防火戸が設けられていること。

(注) 防火戸としてシャッターを設ける場合は、くぐり戸付きとすること。

（c）次の自然排煙用開口部又は機械排煙設備が排煙上有効な位置に、火災の際容易に接近できる位置から手動で開放できるように又は煙感知器の作動と連動して開放するように設けられていること。

ただし、双方の建築物の接続部に閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が設けられているものにあつてはこの限りでない。

a' 自然排煙用開口部については、その面積の合計が 1 m<sup>2</sup> 以上であり、かつ、屋根又は天井に設けるものにあつては渡り廊下の幅員の 3 分の 1 以上の幅で長さ 1 m 以上のもの、外壁に設けるものにあつてはその両側に渡り廊下の 3 分の 1 以上の長さで高さ 1 m 以上のものその他これらと同等以上の排煙上有効な開口部を有するものであること。



第 1-2 図 渡り廊下の自然排煙用開口部の例

b' 機械排煙設備にあつては渡り廊下の内部の煙を有効、かつ、安全に外部へ排除することができるものであり、電気で作動させるものにあつては非常電源が附置されていること。

(注) 自然排煙口及び機械排煙設備の設置については、建基令の規定を準用すること。

第 1-1 表 渡り廊下で接続する建築物を別の防火対象物とすることができる要件

種別	要件											
廊下の用途	通行又は運搬の用途のみに使用されるもので可燃物の存置等がないこと											
廊下の幅員	接続する建築物の主要構造部の構造が木造の場合は 3 m 未満、木造以外の場合は 6 m 未満											
接続する建築物相互間の距離	建築物相互間の距離が 1 階の場合は 6 m 超、2 階以上の場合は 10 m 超											
	上記の数値以下の場合 (最低必要距離は原則 2 m 以上。双方に閉鎖型スプリンクラーベッドを用いたスプリンクラー設備又はドレンチャー設備設置の場合は 1 m 以上)	接続される建築物の外壁及び屋根の構造(右の 1、2 又は 3 のいずれか)又は開口部の大きさ等 <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td rowspan="2" style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> <td>構造</td> <td>           1. 防火構造であること            2. 防火構造のへいが設けてあること            3. 閉鎖型ヘッドのスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が設けてあること         </td> </tr> <tr> <td>開口部</td> <td>           1. 面積の合計が 4 m<sup>2</sup> 以下であること            2. 防火戸であること         </td> </tr> </table>	}	構造	1. 防火構造であること 2. 防火構造のへいが設けてあること 3. 閉鎖型ヘッドのスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が設けてあること	開口部	1. 面積の合計が 4 m <sup>2</sup> 以下であること 2. 防火戸であること					
		}		構造	1. 防火構造であること 2. 防火構造のへいが設けてあること 3. 閉鎖型ヘッドのスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が設けてあること							
	開口部		1. 面積の合計が 4 m <sup>2</sup> 以下であること 2. 防火戸であること									
廊下の構造棟	吹き抜け等開放式で、かつ、建築物との接続部に自閉式若しくは煙感知器連動閉鎖式の防火戸を設置											
開放式以外の場合	<table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td rowspan="2" style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> <td>構造</td> <td>           構造耐力上必要な部分(右の 1、2 又は 3 のいずれか)その他の部分—準不燃材料           <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td rowspan="3" style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> <td>1. 鉄骨造</td> </tr> <tr> <td>2. 鉄筋コンクリート造</td> </tr> <tr> <td>3. 鉄骨鉄筋コンクリート造</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>接続部の開口部</td> <td>           開口部の大きさ—合計 4 m<sup>2</sup> 以内            開口部の構造 { 防火戸で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖する構造のもの         </td> </tr> <tr> <td>排煙設備(右の 1、2 又は 3 のいずれか)</td> <td>           1. 自動排煙開口部            2. 機械排煙設備            3. 閉鎖型ヘッドのスプリンクラー設備又はドレンチャー         </td> </tr> </table>	}	構造	構造耐力上必要な部分(右の 1、2 又は 3 のいずれか)その他の部分—準不燃材料 <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td rowspan="3" style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> <td>1. 鉄骨造</td> </tr> <tr> <td>2. 鉄筋コンクリート造</td> </tr> <tr> <td>3. 鉄骨鉄筋コンクリート造</td> </tr> </table>	}	1. 鉄骨造	2. 鉄筋コンクリート造	3. 鉄骨鉄筋コンクリート造	接続部の開口部	開口部の大きさ—合計 4 m <sup>2</sup> 以内 開口部の構造 { 防火戸で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖する構造のもの	排煙設備(右の 1、2 又は 3 のいずれか)	1. 自動排煙開口部 2. 機械排煙設備 3. 閉鎖型ヘッドのスプリンクラー設備又はドレンチャー
}	構造		構造耐力上必要な部分(右の 1、2 又は 3 のいずれか)その他の部分—準不燃材料 <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td rowspan="3" style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> <td>1. 鉄骨造</td> </tr> <tr> <td>2. 鉄筋コンクリート造</td> </tr> <tr> <td>3. 鉄骨鉄筋コンクリート造</td> </tr> </table>	}		1. 鉄骨造	2. 鉄筋コンクリート造	3. 鉄骨鉄筋コンクリート造				
	}	1. 鉄骨造										
2. 鉄筋コンクリート造												
3. 鉄骨鉄筋コンクリート造												
接続部の開口部	開口部の大きさ—合計 4 m <sup>2</sup> 以内 開口部の構造 { 防火戸で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖する構造のもの											
排煙設備(右の 1、2 又は 3 のいずれか)	1. 自動排煙開口部 2. 機械排煙設備 3. 閉鎖型ヘッドのスプリンクラー設備又はドレンチャー											

(2) 建築物と建築物が地下連絡路（天井部分が直接外気に常時開放されているもの（いわゆるドライエリア形式のもの）を除く。以下同じ。）で接続されている場合で、次のアからクまでに適合する場合

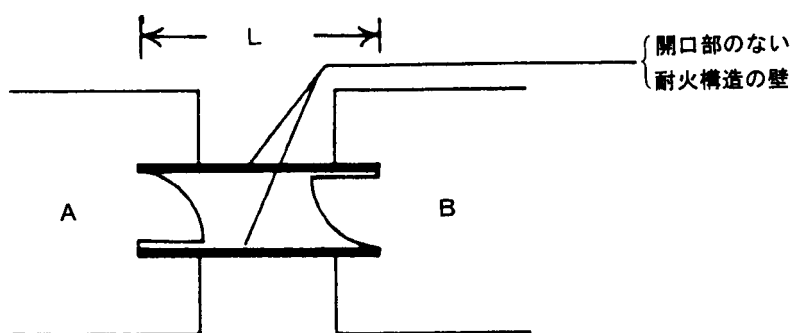
ア 接続される建築物又はその部分（地下連絡路が接続されている階の部分を用いる。）の主要構造部は、耐火構造であること。

イ 地下連絡路は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃性物品等の存置その他通行上支障がない状態のものであること。

ウ 地下連絡路は、耐火構造とし、かつ、その天井及び壁並びに床の仕上げ材料及びその下地材料は、不燃材料であること。

エ 地下連絡路の長さ（地下連絡路の接続する両端の出入口に設けられた防火戸相互の間隔をいう。）は6 m 以上であり、その幅員は6 m未満であること。ただし、双方の建築物の接続部に閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が延焼防止上有効に設けられている場合は、長さ2 m 以上とすることができる。

（注）第1－3図において建築物A、B相互間の地下連絡路の長さはLによること。



第1－3図

オ 建築物と地下連絡路とは、当該地下連絡路の両端が出入口の部分を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。

カ 前オの出入口の開口部の面積は4 m<sup>2</sup>以下であること。

キ 前オの出入口には、特定防火設備である防火戸で随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものが設けられていること。

ク 地下連絡路には、(1)ウ(ウ) b(c)により排煙設備が設けられていること。ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備が設けられている場合は、この限りでない。

(3) 建築物と建築物が洞道で接続されている場合で、次のアからエまでに適合する場合

ア 建築物と洞道とは、洞道が接続されている部分の開口部及び当該洞道の点検又は換気のための開口部（接続される建築物内に設けられるもので2 m<sup>2</sup>以下のものに限る。）を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。

イ 洞道は耐火構造とし、その内側の仕上げ材料及びその下地材料は不燃材料であること。

ウ 洞道内の風道、配管、配線等が建築物内の耐火構造の壁又は床を貫通する場合は、建基令第112条第20項、第21項及び第129条の2の5第1項第7号の規定を準用すること。

エ アの点検のための開口部（建築物内に設けられているものに限る。）には、防火戸（自動閉鎖装置付きのものに限る。）が設けられていること。

3 建築物と建築物が複数の渡り廊下、地下連絡路又は洞道（以下「渡り廊下等」という。）で接続される場合は、次に適合する場合に限り、2(1)イ、ウ(イ)ただし書及びウ(ウ) b(b)並びに同(2)エ(幅員に限る。)、カ及び同(3)アかつこの適用にあたっては、それぞれの数値を加算しないことができること。

- (1) 接続されるそれぞれの建築物において、渡り廊下等の接続部分が建基令第112条の規定に基づく異なる防火区画に存すること。
  - (2) 複数の渡り廊下等が重層するものにあつては、床（最下層の床を除く。）を耐火構造で造るとともに当該床の接する外壁は、建基令第112条第16項の規定に適合すること。
  - (3) (2)以外のものにあつては、渡り廊下等の外壁の相互間の中心から5 m以内（いずれの渡り廊下等も1階に存する場合は、3 m以内）にある外壁を耐火構造で造るとともに、当該外壁の開口部に防火戸を設けること。
- 4 前2(2)のほか、建築物と建築物（地下駅舎を含む。）が地下コンコース、公共地下道（令別表第1（16の2）項の地下道を除く。）を介して接続している場合で、次の各号に適合するものにあつては、別棟として扱うことができるものであること。
- (1) 接続される建築物の距離（最も近い開口部間の距離とする。）が20m以上（接続される部分又はその直近に排煙上有効な吹き抜け又は地上へ通じる2以上の階段を有するものにあつては10m以上）であること。
  - (2) 接続される部分の開口部の面積の合計が8㎡以下であること。ただし、接続される部分又はその両端部に閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が設けられている場合はこの限りでない。
  - (3) 前(2)の開口部には、特定防火設備である防火戸で随時開くことのできる自動閉鎖装置付きのもの又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖するもの（防火シャッターである場合は、くぐり戸付きとする。）が設けられていること。
  - (4) 開口部以外の接続部分は、耐火構造の床又は壁で区画されていること。
- 5 別棟とみなされた場合、各棟の消防用設備等の設置に関する防火対象物の項の判定（以下「項判定」という。）及び床面積の取扱いは、それぞれ次によること。
- (1) 項判定は、原則として、各棟の用途に応じて行うこと。
  - (2) 各棟の床面積は、当該床面積に応じて渡り廊下等の部分の床面積を按分したものをそれぞれ加算したものとすること。
- 6 その他
- (1) 消防用設備等の設置については、渡り廊下等の部分を含め設置すること。
  - (2) 建基法第44条第1項ただし書の規定に基づき設けられたアーケードにより、複数の建築物が接続される場合は、それぞれ別の建築物とみなして取り扱うこと。
  - (3) 屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備及び消防用水の規制については、渡り廊下等により接続された建築物は、原則として一棟として取り扱うこと。ただし、次のアからウまでに適合する場合は、別の建築物として取り扱うことができる。
    - ア 渡り廊下等は、すべて不燃材料で造られていること。
    - イ 渡り廊下等は、前2の基準に適合するものであること。
    - ウ 接続される相互の建築物の各部分が、当該建築物の1階の外壁間の中心線から1階にあつては3 m以内、2階以上の階にあつては5 m以内の範囲に存しないこと。

## 第2 令別表第1の取扱い

### 1 共通事項

(1) 項判定にあたっては、防火対象物の使用形態、管理状況、火災時の危険性等を考慮するものであるが具体的には別表の例によること。

(2) 工場、病院、学校等で同一敷地内に独立した防火対象物（以下「独立棟」という。）を有するものにあつては、原則として、それぞれの独立棟の用途で項判定すること。

(3) 令第1条の2第2項後段に規定される「管理についての権原、利用形態その他の状況により他の用途に供される防火対象物の部分の従属的な部分を構成すると認められるもの」とは、次のア又はイに該当するものとする。

ア 令別表第1(1)項から(15)項までに掲げる防火対象物（以下「令別表防火対象物」という。）の区分に応じ、第2-1表(イ)欄に掲げる防火対象物の主たる用途に供される部分（これらに類するものを含む。以下「主用途部分」という。）に機能的に従属していると認められる同表(ロ)欄に掲げる用途に供される部分（これらに類するものを含む。以下「従属的な部分」という。）で次の(ア)から(ウ)までに該当するもの

(ア) 当該従属的な部分についての管理権原を有する者が、主用途部分の管理権原を有する者と同一であること。

(イ) 当該従属的な部分の利用者が主用途部分の利用者と同一であるか又は密接な関係を有すること。

(ウ) 当該従属的な部分の利用時間が、主用途部分の利用時間とほぼ同一であること。

第2-1表

区分	(イ) 主用途部分 (これらに類するものを含む。)	(ロ) 従属的な部分 (これらに類するものを含む。)
(1) 項イ	舞台部、客席、映写室、ロビー、切符売場、出演者控室、大道具・小道具室、衣装部屋、練習室、舞台装置及び営繕のための作業室	専用駐車場、売店、食堂、喫茶室、ラウンジ、展示室、ホール、プレイガイド、クローク、プロダクション、観覧場の会議室
(1) 項ロ	集会室、会議室、ホール、宴会場、（その他上欄を準用）	食堂、喫茶室、専用駐車場、図書室、売店、展示室、遊戯室、遊技室、クローク、託児室、サロン、談話室、結婚式場
(2) 項イ	客席、ダンスフロア、舞台部、調理室、更衣室	託児室、専用駐車場、クローク
(2) 項ロ	遊技室、遊技機械室、作業室、更衣室、待合室、景品場、ゲームコーナー、ダンスフロア、舞台部、客席	売店、食堂、喫茶室、専用駐車場、談話室、クローク
(2) 項ハ	客室、通信機械室、リネン庫、物品庫、更衣室、待合室、舞台部、休憩室、事務室	託児室、専用駐車場、売店
(2) 項ニ	客席、客室、通信機械室、リネン庫、物品庫、更衣室、待合室、舞台部、休憩室、事務室	託児室、専用駐車場、売店
(3) 項イ	客席、客室、ちゅう房、宴会場、リネン室	結婚式場、専用駐車場、売店、ロビー
(3) 項ロ	客席、客室、ちゅう房、宴会場、リネン室	結婚式場、専用駐車場、売店、託児室、会議室

区分	(イ) 主用途部分 (これらに類するものを含む。)	(ロ) 従属的な部分 (これらに類するものを含む。)
(4) 項	売店、荷さばき室、商品倉庫、食堂、事務室	催物場、写真室、遊技室、結婚式場、専用駐車場、美・理容室、診察室、集会室、喫茶室、キャッシュサービス、ビアガーデン、カルチャースクール
(5) 項イ	宿泊室、フロント、ロビー、ちゅう房、食堂、浴室、談話室、洗濯室、配膳室、リネン室	娯楽室、宴会場、結婚式場、バー、会議室、ビアガーデン、両替所、旅行代理店、専用駐車場、美・理容室、売店、プール、サウナ室、写真室、催物室、展望施設、喫茶室
(5) 項ロ	居室、寝室、ちゅう房、食堂、教養室、休憩室、浴室、共同炊事場、洗濯室、リネン室、管理人室	売店、専用駐車場、ロビー、面会室、娯楽室、体育施設、ケア施設
(6) 項イ	診療室、病室、産室、手術室、検査室、薬局、事務室、機能訓練室、面会室、談話室、研究室、ちゅう房、付添人控室、洗濯室、リネン室、医師等当直室、待合室、技工室、図書室、受付、臨床研究室	食堂、売店、専用駐車場、娯楽室、託児室、美・理容室、浴室、喫茶室
(6) 項ロ	居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、ちゅう房、診療室、作業室	売店、専用駐車場、喫茶室、美・理容室
(6) 項ハ	居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、ちゅう房、診療室、作業室	売店、専用駐車場、喫茶室、美・理容室
(6) 項ニ	教室、職員室、遊技室、休養室、講堂、ちゅう房、体育館、教養室	食堂、専用駐車場
(7) 項	教室、職員室、体育館、講堂、図書室、会議室、ちゅう房、研究室、クラブ室、保健室	食堂、売店、喫茶室、専用駐車場、談話室、学生会館の集会室、運動施設、学童保育室、同窓会・PTAの事務室、コミュニティスクール
(8) 項	閲覧室、展示室、書庫、ロッカー室、ロビー、工作室、保管格納庫、資料室、研究室、会議室、休憩室、映写室、鑑賞室	食堂、売店、喫茶室、専用駐車場
(9) 項イ	脱衣場、浴室、休憩室、体育室、待合室、マッサージ室、ロッカー室、クリーニング室	食堂、売店、専用駐車場、喫茶室、託児室
(9) 項ロ	脱衣場、浴室、休憩室、クリーニング室	専用駐車場、売店、小規模サウナ、コインランドリー
(10) 項	乗降場、待合室、運転指令所、電力指令所、手荷物取扱所、一時預かり所、ロッカー室、仮眠室、救護室	売店、食堂、旅行案内所、喫茶室、両替所
(11) 項	本堂、拝殿、客殿、礼拝堂、社務所、集会所	宴会場、ちゅう房、結婚式場、専用駐車場、売店、図書室、研修室、喫茶室
(12) 項イ	作業所、設計室、研究室、事務室、更衣室、物品庫、製品展示室、会議室、図書室、見学者用施設	売店、食堂、専用駐車場、託児室、診療所、娯楽室、浴室
(12) 項ロ	撮影室、舞台部、録音室、道具室、衣装室、休憩室、リハーサル室、ホール	売店、食堂、専用駐車場、集会室、クローク、ラウンジ
(13) 項イ	車庫、車路、修理場、洗車場、運転手控室	売店、食堂、管理室
(13) 項ロ	格納庫、修理場、休憩室、更衣室	専用駐車場



区分	(イ) 主用途部分 (これらに類するものを含む。)	(ロ) 従属的な部分 (これらに類するものを含む。)
(14) 項	物品庫、荷さばき室、事務室、休憩室、作業室（商品保管に関する作業を行うもの）	売店、食堂、専用駐車場、展示室
(15) 項	事務室、休憩室、会議室、ホール、物品庫、談話室、控室、教養室、浴室、視聴覚室	売店、食堂、専用駐車場、診察室、体育室、喫茶室

(注) ① (ア) から (ウ) までの具体的な運用に必要な判断基準を第2-2表に示すので参考とすること。

② (ア) から (ウ) までのいずれかに該当しない部分を有するものは、複合用途防火対象物として取り扱うこと。

第2-2表

条 件	左 欄 の 運 用
(ア) 当該従属的な部分についての管理権原を有する者が主用途部分の管理権原を有する者と同様であること。	固定的な消防用設備等、建築構造、建築設備（電気、ガス、給排水、空調等）等の設置、維持、改修にあたって全般的に権限を行使できる者が同一であること。
(イ) 当該従属的な部分の利用者が主用途部分の利用者と同一であるか又は密接な関係を有すること。	従属的な部分は、主用途部分に勤務する者の福利厚生及び利便を目的として設けられたもの、主用途部分を利用する者の利便を目的としたもの、その他これらに類するものでおおむね次の条件に適合するものであること。 (1) 従属的な部分は、主用途部分から通常利用に便する形態を有していること。 (2) 従属的な部分は、道路等から直接出入りする形態（非常口又は従業員専用出入口を除く。）を有しないものであること。
(ウ) 当該従属的な部分の利用時間が主用途部分の利用時間とほぼ同一であること。	主用途部分の勤務者又は利用者が利用する時間（残務整理等のための延長時間を含む。）とほぼ同一であること。

イ 主用途部分の床面積の合計（他の用途と共用される廊下、階段、通路、便所、管理室、倉庫、機械室等の部分の床面積は、主用途部分及び他の独立した用途に供される部分のそれぞれの床面積に応じ按分するものとする。以下同じ。）が当該防火対象物の延べ面積の90%以上であり、かつ、当該主用途部分以外の独立した用途に供される部分の床面積の合計が300㎡未満である場合における当該独立した用途に供される部分（令別表第1(2)項ニ、(5)項イ、(6)項イ(1)から(3)まで若しくはロに掲げる防火対象物又は同表(6)項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）の用途に供される部分（以下「(6)項ロ等」という。）を除く。）

(注) 「利用者を入居させ、又は宿泊させるもの」とは、夜間において利用者が就寝を伴う用途における火災危険に着目したものであり、入院や入所を含むものであること。

なお、利用者に対して日中に行っている役務（治療や保育等）が夜間を通して行われるのみで宿泊を伴わないものについては、原則、該当しないものであること（以下「利用者を入居させ、又は宿泊させるもの」という。）。

(注) 「主用途部分以外の独立した用途に供される部分」として、(6)項ロ等と(6)項ロ等以外の部分が混在する場合にあっては、当該(6)項ロ等以外の部分のみを「従属的な部分を構成すると認められる部分」として取り扱うこと。

(注) 共用される部分の床面積の按分は、次によること。

- ① 各階の廊下、階段、エレベーターシャフト、ダクトスペース等の部分は、各階の用途の床面積に応じて按分すること。
- ② 防火対象物の広範に共用される機械室、電気室等は、共用される用途の床面積に応じて按分すること。
- ③ 防火対象物の玄関、ロビー等は、共用される用途の床面積に応じて按分すること。
- (4) 令別表防火対象物の用途は、各項のイ、ロ、ハ又はニの号ごとに判定するものであり、同一項内のイ、ロ、ハ又はニの用途が混在する場合は、複合用途防火対象物として取り扱うものであること。
- なお、令別表第1(6)項イ、ロ及びハにおける(1)から(4)まで又は(1)から(5)までの区分については、特定の消防用設備等に係る設置基準が異なるものの、原則として、同一の細項目であることから、(1)から(4)まで又は(1)から(5)までに掲げる詳細な分類が混在しても、複合用途防火対象物として取り扱わないものであること。
- (5) 昼又は夜によって使用実態が異なる場合は、主として使用される実態によって判定すること。ただし、消防用設備等の設置については、それぞれの使用実態に適応したものとするよう指導すること。
- (6) 一般住宅（個人の住居の用に供されるもので寄宿舎、下宿及び共同住宅以外のものをいう。以下同じ。）の用途に供される部分が存する防火対象物については、前(1)から(5)までによるほか、次により取り扱うものであること。
- ア 令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が50㎡以下の場合、当該防火対象物は、一般住宅に該当するものであること。
- イ 令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも大きい場合、当該防火対象物は、当該令別表防火対象物に該当するものであること。
- ウ 令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が50㎡を超える場合、当該防火対象物は、複合用途防火対象物に該当するものであること。
- エ 令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計とおおむね等しい場合（5%以内の違いをいう。）、当該防火対象物は、複合用途防火対象物に該当するものであること。
- (注) ① 一般住宅は、前(3)アで定める従属的な部分に含まれないものであること。
- ② 一般住宅と令別表防火対象物が長屋形態で連続する場合は、一般住宅の床面積と令別表防火対象物部分の床面積の合計とで用途を判定すること。
- (7) 危険物施設は、その利用形態により、令別表第1各項のいずれかの防火対象物又はそのいずれかの部分に該当するものであること。
- (8) 項判定にあたっては、令第8条に定める区画の有無を考慮しないものであること。
- (9) 一の防火対象物に複数の同一業態の令別表第1(6)項ロ又はハに掲げる用途が存する場合で、令別表第1(6)項ロに規定する「避難が困難な要介護者を主として入居又は宿泊させるもの」及び「避難が困難な障害者等を主として入居させるもの」の判定基準が伴うものについては、単に施設名称又は当該用途が存する階が異なる等外形的要素のみではなく、防火対象物の各部分について、それぞれの運営主体、事業形態、サービスの提供の実態等から区分できる単位ごとに判定するものであること。

## 2 複合用途防火対象物

- (1) 前1(3)又は(6)により、令別表第1(16)項に掲げる防火対象物となるもののうち、次のア及びイに該当するものは、令別表第1(1)項、(2)項イからハまで、(3)項、(4)項、(6)項イ(4)、ハ（利用者を入居させ、又は宿泊させるものを除く。）、ニ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分（以下「特定用途部分」と

いう。) が存するものであっても同表(16)項口に掲げる防火対象物として取り扱うものであること。

この場合、当該特定用途部分は、当該特定用途部分以外の用途のうち、当該用途に供される部分の床面積の合計が最も大きい用途に従属するものとみなす。

ア 特定用途部分以外の部分の床面積の合計が、当該防火対象物の延べ面積の90%以上であること。

イ 特定用途部分の床面積の合計が、300㎡未満であること。

(2) 令第8条に規定する開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されている複合用途防火対象物は、消防用設備等の設置にあたって、それぞれ区画された部分ごとに前1(3)イ及び前(1)を適用するものであること。

別表 令別表第1の定義等

項	用途	定義	具体的な施設例	備考
(1) 項イ	劇場 映画館 演芸場 観覧場	1 劇場とは、主として演劇、舞踊、音楽等を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であつて客席を有するものをいう。 2 映画館とは、主として映画を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であつて客席を有するものをいう。 3 演芸場とは、落語、講談、漫才、手品等の演芸を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であつて客席を有するものをいう。 4 観覧場とは、スポーツ、見世物等を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であつて客席を有するものをいう。	野球場 寄席 客席を有する各種スポーツ施設 音楽堂 競輪場 サーカス	1 客席には、いす席、座り席、立ち席が含まれるものであること。 2 小規模な選手控室のみを有する体育館及び事務所の体育施設等で公衆に観覧させないものは、本項として扱わない。
(1) 項ロ	公会堂 集会場	公会堂、集会場とは、原則として舞台及び固定いすの客席を有し、主として映画、演劇等興行的なものを鑑賞し、これと併行してその他の集会、会議等多目的に公衆の集合する施設をいう。	貸ホール 貸講堂 公民館 結婚式場※	(1)項イの備考に同じ。 興行的なものとは、月5日以上使用するものをいう。 ※披露宴会場は(3)項ロ
(2) 項イ	キャバレー カフェー ナイトクラブ その他これらに類するもの	1 キャバレーとは、主として洋式の設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる施設をいう。 2 カフェーとは、主として洋式の設備を設けて客を接待して客に遊興又は飲食をさせる施設をいう。 3 ナイトクラブとは、主として洋式の設備を設けて客にダンスをさせ、客に飲食をさせる施設をいう。	バー サロン クラブ ディスコ	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第1項第1号から第3号までの適用を受ける「風俗営業」に該当するもの又は、これと同様の形態を有するものをいう。ただし、(3)項イに掲げるものを除く。
(2) 項ロ	遊技場 ダンスホール	1 遊技場とは、設備を設けて、客に遊技又は競技をさせる施設をいう。 2 ダンスホールとは、設備を設けて客にダンスをさせる施設をいう。	基会所 マージャン屋 パチンコ屋 ボーリング場 ゲームセンター ビリヤード カラオケ施設	1 一般的に風営法第2条第1項第7号及び第8号の適用を受ける「風俗営業」に該当するもの若しくは娯楽性の強い競技に該当するものをいう。 2 飲食を主とするものは(3)項ロとして取り扱う。 3 主としてスポーツ的要素の強いテニス・ラケットボール場、ジャズダンス・エアロビクス教室等は、(15)項として取り扱う。 4 一のカラオケ施設に、複数のカラオケを行うための個室を有するものは(2)項ニとして取り扱う。
(2) 項ハ	風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（(1)項イ、(2)項ニ、(4)項、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）  その他これに類するものとして総務省令で定めるもの	1 性風俗関連特殊営業を営む店舗とは、店舗形態を有する性風俗関連特殊営業のうち、次のア〜ウに掲げる店舗型性風俗特殊営業をいう。 ア 個室を設け、当該個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業（風営法第2条第6項第2号に規定するもの） イ 専ら、性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行その他の善良の風俗又は少年の健全な育成に与える影響が著しい興行の用に供する興行場（興行場法（昭和23年法律第137号）第1条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）として、次の(7)、(4)に掲げる風営法施行令（昭和59年政令第319号。以下「風営令」という。）で定めるものを経営する営業（風営法第2条第6項第3号に規定するもの） (7) ノードスタジオその他個室を設け、当該個室において、当該個室に在室する客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行の用に供する興行場（風営令第2条第1号に規定するもの） (4) のぞき劇場その他個室を設け、当該個室の隣室又はこれに類する施設において、当該個室に在室する客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態又はその映像を見せる興行の用に供する興行場（風営令第2条第2号に規定するもの） ウ 前ア、イに掲げるもののほか、店舗を設けて営む性風俗に関する営業で、善良の風俗、清浄な風俗環境又は少年の健全な育成に与える影響が著しい営業として風営令で定める次のもの（風営法第2条第6項第6号に規定するもの） 店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時的性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。）を希望する者に対し、当該店舗内においてその者が異性の姿態若しくはその画像を見た面会の申込みを当該異性に取次ぐこと又は当該店舗内に設けた個室若しくはこれに類する施設において異性と面会する機会を提供することにより異性を紹介する営業（当該異性が当該営業に従事する者である場合におけるものを含み、同項第1号又は第2号に該当するものを除く。） 2 その他これに類するものとして総務省令で定めるものとは、次のア、イに掲げるものをいう。 ア 電話以外の情報通信に関する機器（映像機器等）を用いて異性を紹介する営業を営む店舗 イ 個室を設け、当該個室において異性以外の客に接触する役務を提供する営業を営む店舗	ファッションヘルス 性感マッサージ 個室マッサージ イメージクラブ SMクラブ  ヌードスタジオ  のぞき劇場  出会い系喫茶  セリクラ  同性の客に役務提供するファッションヘルス等	1 店舗型性風俗関連特殊営業のうち、ソープランド（(9)項イ）、ストリップ劇場（(1)項イ）、ラブホテル及びモーテル（(5)項イ）、アダルトショップ（(4)項）、テレフォンクラブ及び個室ビデオ（(2)項ニ）等に分類されるものについては、本項として取り扱わない。 2 性風俗関連特殊営業を営む場合は、営業所の所在地を管轄する公安委員会に届出をする必要があるが、本項に該当するための要件は、あくまでも営業形態であり、必ずしも当該届出を要件とするものではない。

項	用途	定義	具体的な施設例	備考
(2) 項ニ	カラオケボックス  その他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの	1 カラオケボックスとは、カラオケのための設備を客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗をいう。 2 その他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗のうち、総務省令で定めるものとは、次のア〜ウに掲げるものをいう。 ア 個室（これに類する施設を含む。）において、インターネットを利用させ、又は漫画を閲覧させる役務を提供する業務を営む店舗 イ 店舗型電話異性紹介営業を営む店舗（風営法第2条第9項に規定するもの） 店舗型電話異性紹介営業とは、店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時的の性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。）を希望する者に対し、会話（伝言のやり取りを含むものとし、音声によるものに限る。）の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの電話による会話の申し込みを電気通信設備を用いて当該店舗内に立ち入らせた他の一方の者に取り次ぐことによって営むもの（その一方の者が当該営業に従事する者である場合におけるものを含む。）をいう。 ウ 客の性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の映像を見せる興行の用に供する興行場（風営令第2条第1号）	インターネットカフェ 漫画喫茶 複合カフェ テレフォンクラブ   個室ビデオ	1 一の防火対象物に、複数のカラオケ等を行うための個室を有するものをいい、一の防火対象物に当該個室が一しかないものは含まれない。 2 性風俗関連特殊営業を営む場合は、営業所の所在地を管轄する公安委員会に届出をする必要があるが、本項に該当するための要件は、あくまでも営業形態であり、必ずしも当該届出を要件とするものではない。
(3) 項イ	待合  料理店  その他これらに類するもの	1 待合とは、主として和式の客席を設けて、原則として飲食物を提供せず、芸妓、遊芸かせぎ人等を招致し又はあっせんして客に遊興させる施設をいう。 2 料理店とは、主として和式の客席を設けて、客を接待して飲食物を提供する施設をいう。	料亭 割烹	一般的に風営法第2条第1項第2号の適用を受け「風俗営業」に該当するもの又はこれと同様の形態を有するものをいう。
(3) 項ロ	飲食店	飲食店とは客席において客に専ら飲食物を提供する施設をいい、客の遊興又は接待を伴わないものをいう。	喫茶店 スナック ドライブイン ビアホール 結婚披露宴会場 ライブハウス スタンドバー	1 風営法第33条の適用を受ける「深夜においても酒類提供飲食店営業」についても、本項として取り扱う。 2 ライブハウスとは、客席（すべての席を立見とした場合を含む。）を有し、多数の客に生演奏を聞かせ、かつ、飲食の提供を伴うものをいう。
(4) 項	百貨店 マーケット 物品販売業   展示場	1 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗とは、店舗において客に物品を販売する施設をいう。  2 展示場とは、物品を陳列して不特定多数の人に見せ、物品の普及、販売促進等に供する施設をいう。	日用品市場 画廊 ガソリンスタンド コンビニエンスストア  自動車販売展示場	1 卸売問屋は本項として取り扱う。 2 レンタルショップは本項として取り扱う。 3 展示室（ショールーム）のうち、次のすべてに該当する場合は、(15)項又は従属的な部分として取り扱う。 (1) 特定の企業の施設であり、当該企業の製品のみを展示陳列するもの (2) 販売を主目的としたものではなく、宣伝行為の一部として展示陳列するもの (3) 不特定多数の者の出入りが極めて少ないもの

項	用途	定義	具体的な施設例	備考
(5) 項イ	旅館 ホテル 宿泊所  その他これらに類するもの	<p>1 旅館とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が和式のをいう。</p> <p>2 ホテルとは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が洋式のをいう。</p> <p>3 宿泊所とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が多人数で共用するように設けられているものをいう。</p>	<p>保養所 ユースホステル ロジ モーテル 簡易宿泊所 レンタルルーム 住宅宿泊事業法に基づく届出住宅</p>	<p>1 特定の人を宿泊させる施設であっても、旅館業法（昭和23年法律第138号）の適用があるものは、本項として取り扱う。</p> <p>2 トレーラーハウスを宿泊施設として賃貸するものは、本項として取り扱う。</p> <p>3 その他これに類するものに該当するか否かの判断については、次のアからエまでに掲げる条件を勘案し、実際に宿泊が可能であるかどうかにより判定する。 ア 不特定多数の者の宿泊が継続して行われていること。 イ ベッド、長いす、リクライニングチェア、布団等の宿泊に用いることが可能な設備、器具等があること。 ウ 深夜営業、24時間営業等により夜間も客が施設に在ること。 エ 施設利用に対して料金を徴収していること。</p> <p>4 住宅宿泊事業法に基づく届出住宅については、人を宿泊させる間、住宅宿泊事業者が不在とならない旨（規則第4条第3項第10号に規定する旨をいう。）の届出が行われた届出住宅であり、かつ、宿泊室の床面積の合計が50平方メートル以下となるときは、当該届出住宅は、住宅（法第9条の2に規定する住宅の用途に供される防火対象物（令別表第1(5)項目に掲げる防火対象物（寄宿舎、下宿又は共同住宅）の部分を含む。）として取り扱う。</p>
(5) 項ロ	寄宿舎  下宿  共同住宅	<p>1 寄宿舎とは、官公庁、学校、会社等が従業員、学生、生徒等を集団的に居住させるための施設をいい、宿泊料の有無を問わないものであること。</p> <p>2 下宿とは、1か月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて宿泊させる施設をいう。</p> <p>3 共同住宅とは、住宅として用いられる2以上の集合住宅のうち、居住者が廊下、階段、エレベーター等を共用するもの（構造上の共用部分を有するもの）をいう。</p>	<p>マンション アパート 社員寮 研修所の宿泊施設 母子寮 シニアリブイン サービス付き高齢者向け住宅</p>	<p>1 長屋は本項に該当しない。</p> <p>2 1階が長屋で2階が共同住宅のものにあつては棟全体を本項として取り扱う。</p> <p>3 研修所に付帯する宿泊所であっても、短期間（1か月未満）利用する形態は、(5)項イとして取り扱う。</p> <p>4 サービス付き高齢者向け住宅その他高齢者を住ませることを目的としたマンション等については、状況把握サービス及び生活相談サービスのみを提供を受けている場合や個別の世帯ごとにより訪問介護等を受けている場合で有料老人ホームに該当しないものは(5)項ロとして取り扱い、食事の提供等により有料老人ホームに該当するものは(6)項ロ又はハと取り扱う。 なお、有料老人ホームに該当するもので要介護状態区分が3以上の者が施設全体の定員の半数以上の場合、(6)項ロ(1)として取り扱い、半数未満の場合、(6)項ハ(1)として取り扱う。</p>

項	用途	定義	具体的な施設例	備考
(6) 項イ	病院	<p>次のいずれにも該当する病院（火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるものを除く。）</p> <p>(i) 診療科名中に特定診療科名（内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。 (2)(i)において同じ。）を有すること。</p> <p>(ii) 医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床又は同項第5号に規定する一般病床を有すること。</p> <p>※総務省令で定めるものとは、次のいずれにも該当する体制を有する病院をいう。</p> <p>① 勤務させる医師、看護師、事務職員その他の職員の数が、病床数が26床以下のときは2、26床を超えるときは2に13床までを増すごとに1を加えた数を常時下回らない体制</p> <p>② 勤務させる医師、看護師、事務職員その他の職員（宿直を行わせる者を除く。）の数が、病床数が60床以下のときは2、60床を超えるときは2に60床までを増すごとに2を加えた数を下回らない体制</p> <p>※その他の職員とは、歯科医師、助産師、薬剤師、准看護師、その他病院に勤務する職員（委託により警備に従事させる警備員は含まず、病院に常駐し、防火対象物の構造及び消防用設備等の位置を把握し、火災時に適切に対応が可能な者を含む。）をいう。</p> <p>※職員の数の算定を行う棟の患者の看護等を異なる棟に勤務する職員が担当している場合で、火災発生時に当該異なる棟に自動火災報知設備の火災信号を移報することにより、当該職員が迅速に駆けつけ、初期消火や避難誘導等を実施できる体制が確保されている等、適切な対応ができると認められる場合は、当該職員を職員の数に含めて算定することができる。</p> <p>※病床数とは、医療法第7条に規定する病床数をいう。</p> <p>※総務省令で定める診療科名とは、医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条の2に規定する診療科名のうち、次に掲げるもの以外のものをいう。</p> <p>① 肛門外科、乳腺外科、形成外科、美容外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、産科、婦人科</p> <p>② 前号に掲げる診療科名と医療法施行令第3条の2第1項第1号ハ(1)から(4)までに定める事項と組み合わせた名称</p> <p>③ 歯科</p> <p>④ 歯科と医療法施行令第3条の2第1項第2号ロ(1)及び(2)に定める事項とを組み合わせた名称</p>	<p>病院 介護医療院</p>	<p>1 病院とは、医師又は歯科医師が公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって患者20人以上の入院施設を有するものをいう。</p> <p>2 あん摩、マッサージ、はり、きゅう等の施設については、(15)項として取り扱う。</p> <p>3 保健所は、(15)項として取り扱う。</p> <p>4 介護医療院とは、要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>なお、要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者の入所を想定していることから、令別表第1(6)項イ(1)(i)及び同表(6)項イ(2)(i)に該当するものとして取り扱う。</p> <p>5 現に診療科目中に医療法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第36号）による改正前の医療法施行令第3条の2に規定する診療科名である皮膚泌尿器科及び肛門科については、総務省令で定める診療科目名には該当しない。</p> <p>6 麻酔科を標榜する場合は、標榜している診療科名のうち、麻酔科以外の診療科名により、判断する。</p>
	診療所	<p>次のいずれにも該当する診療所</p> <p>(i) 診療科名中に特定診療科名を有すること。</p> <p>(ii) 4人以上の患者を入院させるための施設を有すること。</p> <p>※4人以上の患者を入院させるための施設とは、許可病床数が4以上であるものをいう。</p>	<p>クリニック 介護医療院</p>	<p>7 診療所とは、医師又は歯科医師が公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者19人以下の入院施設を有するものをいう。</p>
	病院 診療所 助産所	<p>病院（(1)に掲げるものを除く。）、患者を入院させるための施設を有する診療所（(2)に掲げるものを除く。）又は入所施設を有する助産所</p>	<p>病院 クリニック 介護医療院</p>	<p>8 助産所とは、助産師が公衆又は特定多数人のため助産業務（病院又は診療所で行うものを除く。）を行う場所であって、妊婦又はじょく婦の収容施設を有しないもの又は9人以下の入院施設を有するものをいう。</p> <p>9 許可病床数が4以上でも、一日平均入院患者数（1年間の入院患者延べ数を同期間の診療実日数で除した値）が1未満のものは、(6)項イ(3)として取り扱う。</p>
	診療所 助産所	<p>患者を入院させるための施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所</p>	<p>クリニック</p>	

項	用途	定義	具体的な施設例	備考	
(6) 項口	老人短期入所施設	<p>1 老人短期入所施設とは、65歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となったものを短期間入所させ、養護することを目的とする施設をいう。</p> <p>2 養護老人ホームとは、65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由（政令で定めるものに限る。）により居宅において介護を受けることが困難なものを入所させ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>3 特別養護老人ホームとは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるため介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難であるものを入所させ、養護することを目的とする施設をいう。</p> <p>4 軽費老人ホームとは、無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活に必要な便宜を供与することを目的とする施設（老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホームを除く。）をいう。</p> <p>5 有料老人ホームとは、老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活に必要な便宜であって厚生労働省令で定めるものを供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。）をする事業を行う施設であって、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないものをいう。</p> <p>6 介護老人保健施設とは、要介護者であって、主としてその心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むことができるようにするための支援が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>7 老人福祉法第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業を行う施設とは、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、その他これらに準ずる施設に短期入所させ、養護することを目的とする事業を行う施設をいう。</p> <p>8 小規模多機能型居宅介護事業を行う施設とは、心身の状況、置かれている環境等に応じて、それらの者の選択に基づき、それらの者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜及び機能訓練を供与する事業を行う施設をいう。</p> <p>9 認知症対応型老人共同生活支援事業を行う施設とは、老人福祉法及び介護保険法の規定に基づいて認知症対応型老人共同生活援助事業が行われる共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行う施設をいう。</p> <p>10 避難が困難な要介護者を主として入居又は宿泊させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設（(6)項イに掲げるものを除く。）をいう。</p>		<p>1 「避難が困難な要介護者を主として入居させるもの」とは、要介護状態区分が3以上の者の割合が施設全体の定員の半数以上のものをいう。また、介護居室の定員を超えて、一般居室に要介護状態区分が3以上の者が入居している施設については、要介護状態区分が3以上の者が、施設全体の定員の半数以上の場合に本項として取り扱う。</p> <p>2 施設全体の定員を定めているが、介護居室の定員を定めていないものについては、要介護状態区分が3以上の者の割合が、施設全体の定員の半数以上の場合に本項として取り扱う。</p> <p>3 サービス付き高齢者向け住宅その他高齢者を住まわせることを目的としたマンション等で、食事の提供等により有料老人ホームに該当するもので、要介護状態区分が3以上の者が施設全体の定員の半数以上の場合に本項として取り扱う。</p> <p>4 「避難が困難な要介護者を主として宿泊させるもの」とは、次のいずれかに該当するものをいい、本項として取り扱う。          なお、いずれにも該当しない場合は、(6)項ハ(1)として取り扱う。          (1) 避難が困難な要介護者を主として宿泊させないことが明らかでない場合であって、月に概ね5日間以上反復継続して、複数の避難が困難な要介護者を施設に宿泊させるサービスを提供しているもの          (2) 宿泊サービスを利用する要介護状態区分が3以上の者が宿泊サービス利用者全体の半数以上のもの          5 利用者が比較的短期間に入れ替わる場合については、それぞれ次のとおり取り扱う。          (1) 「避難が困難な要介護者を主として入居させるもの」については、3箇月分の項判定を行い、(6)項口に判定された日の割合が半数以上の場合に本項として取り扱う。          (2) 「避難が困難な要介護者を主として宿泊させるもの」については、次のいずれかに該当する場合に本項として取り扱う。          ア 3箇月の平均として、月に5日間以上、複数の避難が困難な要介護者を施設に宿泊させるサービスを提供しているもの          イ 3箇月分の項判定を行い、(6)項口に判定された日の割合が半数以上の場合に本項として取り扱う。</p> <p>6 複合型サービスとは、介護保険法施行規則第17条の12に規定される、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組み合わせにより提供されるサービス（看護小規模多機能型居宅介護）をいう。</p>	
	養護老人ホーム				
	特別養護老人ホーム				
	軽費老人ホーム（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な要介護者」という。）を主として入居させるものに限る。）				
	有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）				
	介護老人保健施設				認知症高齢者グループホーム
	老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業を行う施設				宿泊サービスを提供する老人デイサービス事業を行う施設
	老人福祉法第5条の2第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）				複合型サービス
	老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設				
	その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの				
(2)	救護施設	11 救護施設とは、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設をいう。			
(3)	乳児院	12 乳児院とは、乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。			



項	用途	定義	具体的な施設例	備考
(4)	障害児入所施設	<p>13 障害児入所施設とは、次に掲げる区分に応じ、障害児を入所させて、当該各号に定める支援を行うことを目的とする施設とする。</p> <p>(1) 福祉型障害児入所施設 保護、日常生活の指導及び自立生活に必要な知識技能の付与</p> <p>(2) 医療型障害児入所施設 保護、日常生活の指導、自立生活に必要な知識技能の付与及び治療</p>		
(6) 項ロ	<p>(5) 障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児であって、同条第4項に規定する障害支援区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な障害者等」という。）を主として入所させるものに限る。）</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項に規定する短期入所若しくは同条第17項に規定する共同生活援助を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。ハ(5)において「短期入所等施設」という。）</p>	<p>14 障害者支援施設とは、障害者に、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設をいう。</p> <p>※総務省令で定める区分とは、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号）第1条第5号から第7号までに掲げる区分をいう。</p> <p>15 短期入所を行う施設とは、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設その他の施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。</p> <p>16 共同生活援助を行う施設とは、障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う施設をいう。</p>		<p>7 「避難が困難な障害者等を主として入所させるもの」とは、障害支援区分が4以上の者がおおむね8割を超えるものをいう。</p> <p>なお、障害支援区分認定を受けていない者については、障害支援区分の認定基準を参考としながら健康福祉局と連携の上、障害に伴う必要な支援の度合を適切に判断する。</p> <p>8 共同生活援助のサテライト型住居（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第210条第2項に規定するサテライト型住居をいう。）については、(5)項ロとして取り扱う。</p>

項	用途	定義	具体的な施設例	備考
(6) 項ハ	<p>老人デイサービスセンター</p> <p>軽費老人ホーム（ロ(1)に掲げるものを除く。）</p> <p>老人福祉センター</p> <p>老人介護支援センター</p> <p>有料老人ホーム（ロ(1)に掲げるものを除く。）</p> <p>老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業を行う施設</p> <p>老人福祉法第5条の2第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（ロ(1)に掲げるものを除く。）</p> <p>その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの</p>	<p>1 老人デイサービスセンターとは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上的の障害があるため日常生活を営むのに支障があるもの等（養護者を含む。）を通わせ、入浴、食事の提供、機能訓練、介護方法の指導等の便宜を供与することを目的とする施設をいう。</p> <p>2 軽費老人ホームとは、無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活に必要な便宜を供与することを目的とする施設（老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホームを除く。）をいう。</p> <p>3 老人福祉センターとは、無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設をいう。</p> <p>4 老人介護支援センターとは、地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人又はその者を現に養護する者と市町村、老人居宅生活支援事業を行う者、老人福祉施設、医療施設、老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める援助を総合的に行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>5 有料老人ホームとは、老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活に必要な便宜であって厚生労働省令で定めるものの供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。）をする事業を行う施設であって、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないものをいう。</p> <p>6 老人デイサービス事業を行う施設とは、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、老人福祉センターその他の施設に通わせ、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の身体上若しくは精神上的の障害があつて日常生活を営むのに支障がある65歳以上の者又はその養護者に必要な支援を行う施設をいう。</p> <p>7 小規模多機能型居宅介護事業を行う施設とは、心身の状況、置かれている環境等に応じて、それらの者の選択に基づき、それらの者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜及び機能訓練を供与する事業を行う施設をいう。</p> <p>8 その他これらに類するものとして総務省令で定めるものは、老人に対して、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設（(6)項イ及びロに掲げるものを除く。）</p>		<p>1 「ロ(1)に掲げるものを除く。」とは、要介護状態区分が3以上の者の割合が施設全体の定員の半数未満のものをいう。また、介護居室の定員を超えて、一般居室に要介護状態区分3以上の者が入居している施設については、要介護状態区分が3以上の者が、施設全体の定員の半数未満のものをいう。</p>
	(2)	更生施設	9 更生施設とは、身体上又は精神上的の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設をいう。	

項	用途	定義	具体的な施設例	備考
(6) 項ハ	助産施設	10 助産施設とは、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設をいう。	地域小規模児童養護施設	2 小規模なグループによる養育を行うために乳児院・児童養護施設・児童自立支援施設・児童心理治療施設における本体施設の敷地外に存する分園として運営される分園型小規模グループケアについては、本体施設と同じ用途として取り扱う。 3 小規模住居型児童養育事業については、養育者の住居等において養育を行う事業であることから、(5)項口として取り扱う。ただし、専ら乳幼児の養育を常態とする場合は、(6)項口又はハとして取り扱う。
	保育所	11 保育所とは、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設（利用定員が20人以上であるものに限る、幼保連携型認定こども園を除く。）をいう。		
	幼保連携型認定こども園	12 幼保連携型認定こども園とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の幼児に対する教育及びに保育を必要とする乳児・幼児に対する保育を一体的に行い、これらの乳児又は幼児の健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする施設をいう。		
	児童養護施設	13 児童養護施設とは、保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設をいう。		
	児童自立支援施設	14 児童自立支援施設とは、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。		
	児童家庭支援センター	15 児童家庭支援センターとは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、児童福祉法第26条第1項第2号及び第27条第1項第2号の規定による指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他厚生労働省令の定める援助を総合的に行うことを目的とする施設をいう。		
	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第7項に規定する一時預かり事業を行う施設	16 一時預かり事業とは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。）その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業をいう。		
児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業を行う施設	17 家庭的保育事業とは、家庭において必要な保育を受けることが困難である乳児又は幼児について、家庭的保育者（保育士その他厚生労働省令で定める者）の居宅その他の場所（当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅を除く。）において、家庭的保育者による保育を行う事業をいう。	児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う施設		
その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの	18 その他これらに類するものとして総務省令で定めるものは、業として乳児若しくは幼児を一時的に預かる施設又は業として乳児若しくは幼児に保育を提供する施設（(6)項口に掲げるものを除く。）をいう。			
(4)	児童発達支援センター	19 児童発達支援センターとは、次に掲げる区分に応じ、障害児を日々保護者の下から通わせて、当該各号に定める支援を提供することを目的とする施設をいう。 (1) 福祉型児童発達支援センター 日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練 (2) 医療型児童発達支援センター 日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療	児童福祉法第6条の2第2項に規定する児童発達支援を行う施設（児童発達支援センターを除く。）	4 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与する。
	児童心理治療施設	20 児童心理治療施設とは、家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。		
	児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスを行う施設（児童発達支援センターを除く。）	21 児童発達支援を行う施設とは、障害児につき、施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。 22 放課後等デイサービスを行う施設とは、学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児について、授業の終了後又は休業日に、施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与する施設をいう。		

項	用途	定義	具体的な施設例	備考
(6) 項ハ	身体障害者福祉センター	22 身体障害者福祉センターとは、無料又は低額な料金で、身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設をいう。		5 「ロ(5)に掲げるものを除く。」とは障害支援区分が4以上の者がおおむね8割以下のものをいう。
	障害者支援施設（ロ(5)に掲げるものを除く。）	23 障害者支援施設とは、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設をいう。		
	地域活動支援センター	24 地域活動支援センターとは、障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。		
	福祉ホーム	25 福祉ホームとは、現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設をいう。		
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護を行う施設	26 生活介護を行う施設とは、主として昼間に入浴、排せつ又は食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、その他日常生活上必要な支援並びに創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行う施設をいう。		
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項に規定する短期入所を行う施設	27 短期入所を行う施設とは、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設その他の施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。		
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第12項に規定する自立訓練を行う施設	28 自立訓練を行う施設とは、障害者につき自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定の期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練その他必要な支援を行う施設をいう。		
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第13項に規定する就労移行支援を行う施設	29 就労移行支援を行う施設とは、就労を希望する障害者につき、一定の期間生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他必要な支援を行う施設をいう。		
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第14項に規定する就労継続支援を行う施設	30 就労継続支援を行う施設とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他必要な支援を行う施設をいう。			
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第17項に規定する共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。）	31 共同生活援助を行う施設とは、障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行う施設をいう。			

項	用途	定義	具体的な施設例	備考
(6) 項 二	幼稚園 特別支援学校	1 幼稚園とは、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えてその心身の発達を助長することを目的とする学校をいう。 2 特別支援学校とは、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校をいう。		小学校、中学校等に置かれる特別支援学級は、(7)項として取り扱う。
(7) 項	小学校 中学校 義務教育学校 高等学校 中等教育学校 高等専門学校 大学 専修学校 各種学校 その他これらに類するもの	1 小学校とは、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする学校をいう。 2 中学校とは、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする学校をいう。 3 義務教育学校とは、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことを目的とする学校をいう。 4 高等学校とは、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする学校をいう。 5 中等教育学校とは、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、義務教育として行われる普通教育並びに高度な普通教育及び専門教育を一貫して施すことを目的とする学校をいう。 6 高等専門学校とは、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする学校をいう。 7 大学とは、学術の中心として広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする学校をいう。 8 専修学校とは、前1から7までに掲げる学校以外の教育施設で、職業若しくは実生活に必要な能力を育成し又は教養の向上を図ることを目的とする学校をいう。 9 各種学校とは、前1から8までに掲げる学校以外のもので学校教育に類する教育を行う学校をいう。 10 その他これらに類するものとは、学校教育法に定める以外のもので、学校教育に類する教育を行う施設をいう。	消防学校 警察学校 理容学校 学習塾 外国語学校 洋裁学校 料理学校 タイピスト学校 コンピューター学校 経理学校 看護学校 予備校等 職業訓練所 自動車教習所	1 学校の体育館、講堂（観覧施設のないものに限る。）及び図書館は、本項として取り扱う。 2 各種学校等の認可を得ていないものは、当該用途部分の床面積の合計が115.7㎡以上のものを本項として取り扱い、それ未満のものは、(15)項として取り扱う。 3 放課後児童クラブ、放課後キッズクラブ等の放課後児童健全育成事業を行う施設は、(15)項として取り扱う。
(8) 項	図書館 博物館 美術館 その他これらに類するもの	1 図書館とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し保存して一般の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設をいう。 2 博物館及び美術館とは、歴史、美術、民俗、産業及び自然科学に関する資料を収集し、保管（育成を含む。）し、展示して教育的配慮のもとに一般利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資する施設をいう。	郷土館 記念館 文学館 点字図書館	
(9) 項 イ	蒸気浴場 熱気浴場 その他これらに類するもの	1 蒸気浴場とは、蒸気浴を行う公衆浴場をいう。 2 熱気浴場とは、電熱器等を熱源として高温低湿の空気を利用する公衆浴場をいう。 3 その他これらに類するものとして、個室付浴場を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供するものを含む。	ソーブランド サウナ風呂	
(9) 項 ロ	公衆浴場	(9)項イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場をいう。	銭湯	主として本項の公衆浴場として使用し、一部に熱気浴場のあるものは、全体を本項として取り扱う。
(10) 項	車両の停車場 船舶、航空機の発着場	1 車両の停車場とは、鉄道車両の駅舎（プラットフォームを含む。）、バスターミナルの建築物等をいうが、旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限定されるものであること。 2 船舶又は航空機の発着場とは、船舶の発着する埠頭、航空機の発着する空港施設等をいうが、旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限定されるものであること。	大さん橋 シティ・エア・ターミナル	
(11) 項	神社 寺院 教会 その他これらに類するもの	神社、寺院、教会その他これらに類するものとは、宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする施設をいう。		1 一般的に、宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に定める宗教団体の施設が該当する。 2 結婚式の披露宴会場で、独立性の高いものは本項に該当しない。 3 礼拝堂及び聖堂は、規模形態にかかわらず本項に該当する。
(12) 項 イ	工場 作業所	1 工場とは、物の製造又は加工を主として行うところでの機械化が比較的高いものをいう。 2 作業所とは、物の製造又は加工を主として行うところでの機械化が比較的低いものをいう。	製造所 集配センター	運送会社等の中継施設（荷捌きを含む。）については、(14)項として取り扱う。
(12) 項 ロ	映画スタジオ テレビスタジオ	映画スタジオ又はテレビスタジオとは、大道具や小道具を用いてセットを作り、映画フィルム、テレビ又はそれらのビデオテープ等の記録媒体を作成又は編集する施設をいう。		

項	用途	定義	具体的な施設例	備考
(13) 項イ	自動車車庫 駐車場	1 自動車車庫とは、自動車を運行中以外の場合に専ら格納する施設をいう。 2 駐車場とは、自動車を駐車（客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停車）させる施設をいう。	ゴルフカート格納庫	駐車場のうち、自転車のみを保管する部分については(15)項として取り扱い、オートバイを保管する部分については本項として取り扱う。
(13) 項ロ	飛行機、回転翼航空機の格納庫	飛行機又は回転翼航空機の格納庫とは、航空の用に供することができる飛行機、滑空機、飛行船、ヘリコプターを格納する施設をいう。		
(14) 項	倉庫	倉庫とは、物品の滅失若しくは損傷を防止するための工作物であって、物品の保管の用に供するものをいう。		自家用の農業収納庫は、原則、令別表の防火対象物として取り扱わない。
(15) 項	その他の事業所	その他の事業所とは、(1)項から(14)項までに掲げる防火対象物以外のものをいう。 なお、事業所とは、営利的事業であると非営利事業であるとを問わず、事業活動が専ら行われる一定の施設をいう。	官公署 事務所 銀行 理容室 美容室 ラジオスタジオ 発電所 ごみ焼却場 火葬場 写真館 温室 動物園 動物病院 畜場 スポーツ施設 変電所 電車車庫 納骨堂 駐輪場 はり灸院 職業訓練施設 研修所 クリーニング店（取り次ぎ店） 接骨院 エステティック店	1 事業とは、一定の目的と計画に基づいて、同種の行為を反復継続して行うことをいう。 2 外観、名称等が(1)項から(14)項までに該当しないからといって、安易に本項を適用するものではなく、その実態により判断したうえで該当する項がない場合に本項に該当するものとして取り扱う。 3 スポーツ施設で観覧席（小規模な選手控室を除く。）を有しないものにあつては、本項として取り扱う。 4 葬儀場は本項として取り扱う。 5 電車車庫のうち、車両の保管以外に車両の点検及び整備を伴うものは、(12)項イとして取り扱う。
(16) 項イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの			令別表第1中同一の項の中でイ、ロ、ハ又はニに分類された防火対象物の用途に供されるものが同一の防火対象物に存するものにあつては、(16)項として取り扱う。 なお、(6)項イにおける(1)から(4)までの詳細分類並びに(6)項ロ及びハにおける(1)から(5)までの詳細分類については、この詳細分類を異にすることをもって(16)項としては取り扱わない。
(16) 項ロ	(16)項イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物をいう			
(16)の2) 項	地下街	地下の工作物内に設けられた店舗、事務所その他これらに類する施設で、連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたものをいう。		1 地下道に連続して面する店舗、事務所等の地下工作施設が存する下層階に設けられ、かつ、当該部分から階段等で通じている駐車場は、地下街に含まれるものとして取り扱う。 2 地下街の同一階層の地下鉄道部分（出札室、事務室等）は、地下街に含まれないものであること。 3 地下鉄の駅舎のコンコースに店舗、事務所その他これらに類する施設が連続して存在する場合も、本項に含まれる。
(16)の3) 項	建築物の地階（(16)の2)項に掲げるものの各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分に限る。）			

項	用途	定義	具体的な施設例	備考
(17) 項	文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規定によって重要美術品として認定された建造物	<p>1 重要文化財とは、建造物、絵画、彫刻、工芸品、書籍、典籍、古文書その他の有形の文化的遺産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの並びに考古資料及びその他の学術上、価値の高い歴史資料のうち重要なもので文部科学大臣が指定したもの</p> <p>2 重要有形民俗文化財とは、衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移のため欠くことのできないもののうち重要なもので文部科学大臣が指定したもの</p> <p>3 史跡とは、貝塚、古墳、都城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもののうち重要なもので文部科学大臣が指定したもの</p> <p>4 重要な文化財とは、重要文化財、重要有形民俗文化財及び史跡以外の文化財で、地方公共団体の区域内に存するもののうち当該地方公共団体が指定したもの</p> <p>5 国宝とは、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいなき国民の宝たるものとして文部科学大臣が指定したもの</p>		<p>本項の防火対象物は、建造物に限られるもので、建造物が土地に定着する工作物一般をいい、建築物、独立した門塀等が含まれるものであること。</p> <p>なお、文化財保護法の規定により登録される登録有形文化財は、本項に含まれない。</p>
(18) 項	延長50m以上のアーケード	アーケードとは、日よけ、雨よけ等のため路面上に連続して設けられる公益上必要な建築物、工作物の施設をいう。		
(19) 項	市町村長の指定する山林			
(20) 項	総務省令で定める舟車	<p>1 舟とは、船舶安全法（昭和8年法律第11号）第2条第1項の規定を適用しない船舶等で総トン数5トン以上の推進機関を有するものをいう。</p> <p>2 車両とは、鉄道営業法（明治33年法律第65号）、軌道法（大正10年法律第76号）若しくは道路運送車両法（昭和26年法律第185号）又はこれらに基づく命令により消火器具を設置することとされる車両をいう。</p>		<p>1 船舶安全法第2条第1項の規定を適用しない船舶等とは次に掲げるものが該当する。</p> <p>(1) 船舶安全法第2条第2項に規定する船舶</p> <p>ア 災害発生時にのみ使用する救難用の船舶で国又は地方公共団体の所有するもの</p> <p>イ 係船中の船舶</p> <p>ウ 告示（昭和49年運輸省告示第353号）で定める水域のみを航行する船舶</p> <p>(2) 船舶安全法第32条に規定する船舶</p> <p>総トン数20トン未満の漁船で専ら本邦の海岸から20海里以内の海面又は内水面において従業するもの</p>

項	用途	定義	具体的な施設例	備考
(20) 項				<p>2 鉄道営業法及び鉄道事業法（昭和61年法律第92号）に基づく消火器並びに軌道法に基づく消火器具を設置しなければならないものは次に掲げるものが該当する。</p> <p>(1) 鉄道運転規則（昭和62年運輸省令第15号）第51条で定める機関車（蒸気機関車を除く。）、旅客車及び乗務係員が執務する車室を有する貨物車</p> <p>(2) 新幹線鉄道運転規則（昭和39年運輸省令第71号）第43条で定める旅客用電車の客室又は通路及び運転室</p> <p>(3) 軌道運転規則（昭和29年運輸省令第22号）第37条で定める車両（蒸気機関車を除く。）の運転室又は客扱い若しくは荷扱いのため乗務する係員の車室</p> <p>3 道路運送車両法に基づく消火器具を設置しなければならない自動車は、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第47条で定める次に掲げるものが該当する。</p> <p>(1) 火薬類（火薬にあつては5kg、猟銃雷管にあつては2,000個、実包、信管又は火管にあつては200個をそれぞれ超えるものをいう。）を運送する自動車（被けん引自動車を除く。）</p> <p>(2) 危険物の規制に関する政令別表第3に掲げる数量以上の危険物を運送する自動車（被けん引自動車を除く。）</p> <p>(3) 道路運送車両の保安基準別表第1に掲げる数量以上の可燃物を運送する自動車（被けん引自動車を除く。）</p> <p>(4) 150kg以上の高圧ガス（可燃性ガス及び酸素に限る。）を運送する自動車（被けん引自動車を除く。）</p> <p>(5) 前各号に掲げる火薬類、危険物、可燃物又は高圧ガスを運送する自動車をけん引するけん引自動車</p> <p>(6) 放射性同位元素による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号）第18条の3第1項に規定する放射性輸送物（L型輸送物を除く。）を運送する場合若しくは放射性同位元素等車両運搬規則（昭和52年運輸省令第33号）第18条の規定により運送する場合又は核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和53年総理府令第57号）第3条に規定する核燃料輸送物（L型輸送物を除く。）若しくは同令第8条に規定する核分裂性輸送物を運送する場合若しくは核燃料物質等車両運搬規則（昭和53年運輸省令第72号）第19条の規定により運送する場合に使用する自動車</p> <p>(7) 乗車定員11人以上の自動車</p> <p>(8) 乗車定員11人以上の自動車をけん引するけん引自動車</p> <p>(9) 幼児専用車</p>



### 第3 令第8条等に規定する区画の取扱い

1 令第8条に規定する区画（以下「令8区画」という。）の取扱いについては、次によること。

#### (1) 構造等

令8区画は、「開口部のない耐火構造の床又は壁による区画」とされていることから、次に示す構造を有することが必要であること。

ア 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はこれらと同等に堅牢、かつ、容易に変更できない耐火構造であること。

（注）堅牢かつ容易に変更できない耐火構造

① ブロック、ALC、ガラスブロック等。ただし、木造建築物については、火災による倒壊及び延焼等を考慮し、当該部分が自立できる構造とする。

② 壁式鉄筋コンクリート（壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造を含む。）、プレキャストコンクリートカーテンウォール

イ 建基法第2条第7号の規定に基づき、建基令第107条に定める耐火性能とする。

ウ 令8区画の耐火構造の床若しくは壁の両端又は上端は、当該防火対象物外壁面又は屋根面から0.5m以上突き出していること。ただし、次の（ア）又は（イ）に該当する場合はこの限りでない。

（ア）耐火建築物又は準耐火建築物以外の建築物

a 令8区画を設けた部分の外壁又は屋根が、当該令8区画を含む幅3.6m以上にわたる耐火構造であり、かつ、これらの部分に開口部がない場合又は開口部がある令8区画を介して接する相互の距離が0.9m以上確保され、これに防火設備が設けられていること。

b 同一階で開口部が相対し、かつ、相互間の距離が3.6m以下の場合、当該開口部に防火戸が設けられていること。

（イ）耐火建築物又は準耐火建築物

a 令8区画を設けた部分の外壁又は屋根が耐火構造であり、かつ、これらの部分に開口部がない場合又は開口部がある令8区画を介して接する相互の距離が0.9m以上確保されていること。

b 前（ア）bに同じ。

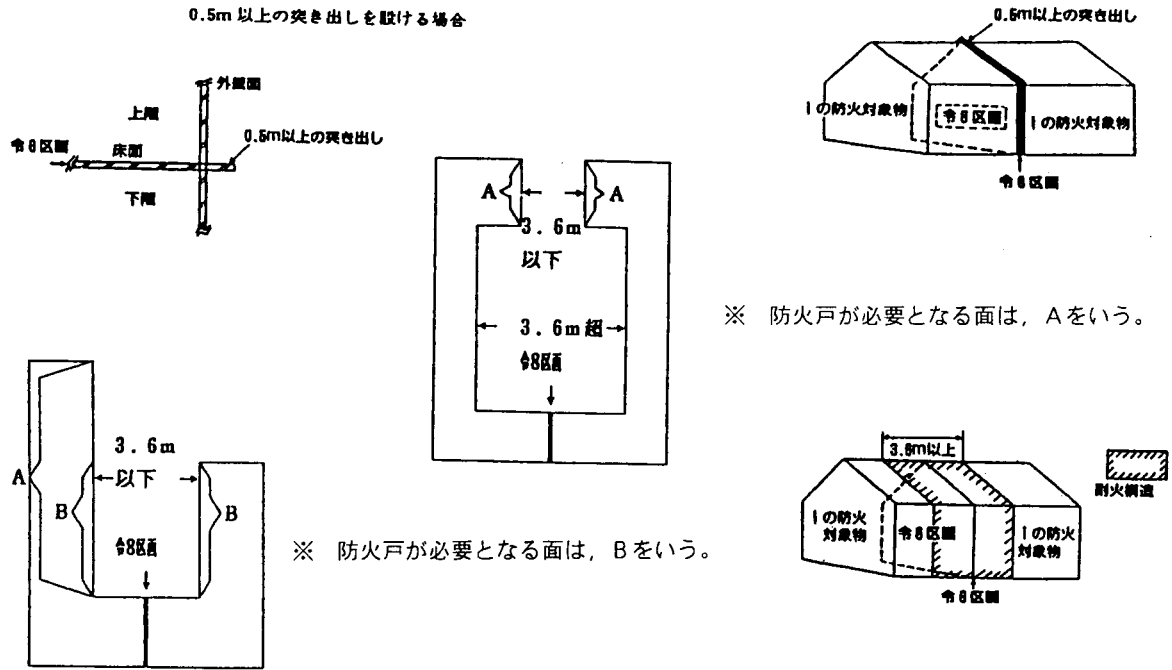
（注）令8区画を介して接する相互の距離が0.9m以上の開口部間の距離の取扱いは、躯体寸法とする。

ただし、耐火建築物又は準耐火建築物の場合については、開口部間に、次に掲げるもので貫通部に埋め戻しがなされている場合は、設けて差し支えない。

① 換気上必要な給気口又は換気口で内径150mm未満のもの又は150mm以上のものでFD付きのもの

② 厨房のレンジフードからの排気口でFD付きのもの

③ 空調機器を設置するためのスリーブ配管等

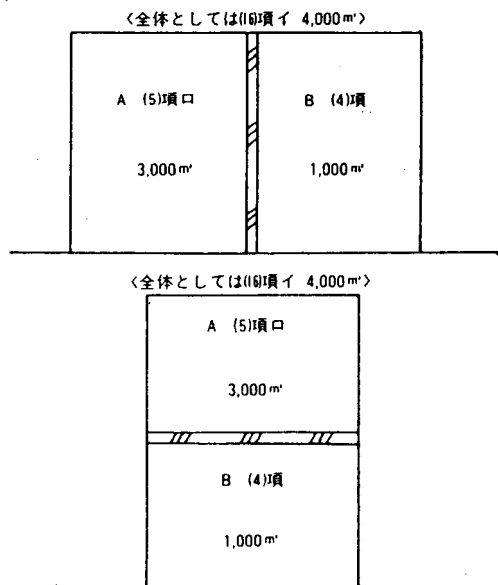


第3-1図

(2) 取扱い等

ア 開口部のない耐火構造の床又は壁で区画された部分ごとに別の防火対象物とみなして消防用設備等を設置すること。ただし、床で上下に水平区画されたものの上の部分の階又は階数の算定にあつては、下の部分の階数を算入すること。

例①



開口部のない耐火構造の壁（以下同じ）

(注) ① A・Bのうち少なくとも壁を支持する一方が主要構造部を耐火構造とした防火対象物であること（当該壁が自立する構造のものを除く。）。

② 項の判定については、第2、2(2)を参照のこと。

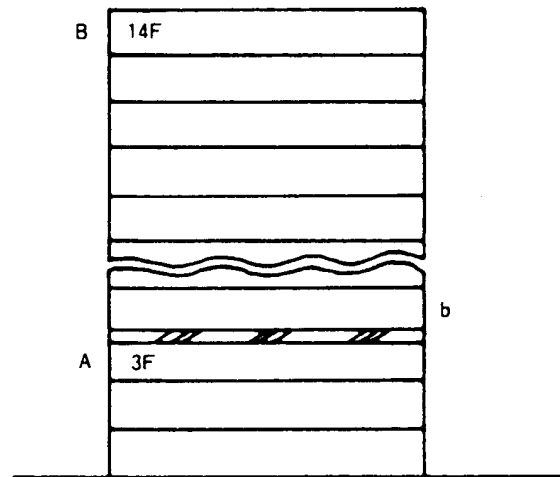
(注) Bは主要構造部を耐火構造とした防火対象物であること。

A→延べ面積3,000㎡の(5)項口の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

B→延べ面積1,000㎡の(4)項の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

第3-2図

例②



A→階数3の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

B→階数14の防火対象物として、また、b部分は4階として該当する消防用設備等を設置する。

第3-3図

イ 開口部のない耐火構造の壁で区画されている階に階単位の規制（例えば、令第11条第1項第6号、第12条第1項第8号等）を適用する場合は、区画された部分の床面積を一の階の床面積とみなして取り扱うこと。

ウ 令8区画を貫通する配管等について

令8区画を配管及び当該貫通部（以下「配管等」という。）が貫通することは、原則として認められないものである。しかしながら、必要不可欠な配管であって、当該区画を貫通する配管等について、開口部のない耐火構造の床又は壁による区画と同等とみなすことができる場合にあっては、当該区画の貫通が認められるものである。この場合において、令8区画を貫通する配管等について確認すべき事項は、次のとおり。

(ア) 配管の用途は、原則として給排水管で、別記「令8区画及び共住区画を貫通する鋼管等の取扱いについて」に示す鋼管又は鋳鉄管（以下「鋼管等」という。）のほか、消防防災用設備機器性能評定委員会（（一財）日本消防設備安全センターに設置）において性能評定されたものとする。ただし、電線管、ガス管等については、第3-1表に示すとおり耐火建築物又は準耐火建築物に限り、令8区画を貫通することができるものとする。

(イ) 1の配管の外径は、200mm以下であること。

(ウ) 配管を貫通させるために令8区画に設ける穴が直径300mm以下となる工法であること。

なお、当該貫通部の形状が矩形となるものにあっては、直径が300mmの円に相当する面積以下であること。

(エ) 配管を貫通させるために令8区画に設ける穴相互の離隔距離は、当該貫通するために設ける穴の直径の大なる方の距離（当該直径が200mm以下の場合にあっては、200mm）以上であること。

(オ) 配管及び貫通部の耐火性能は、当該貫通する区画に求められる耐火性能時間以上であること。

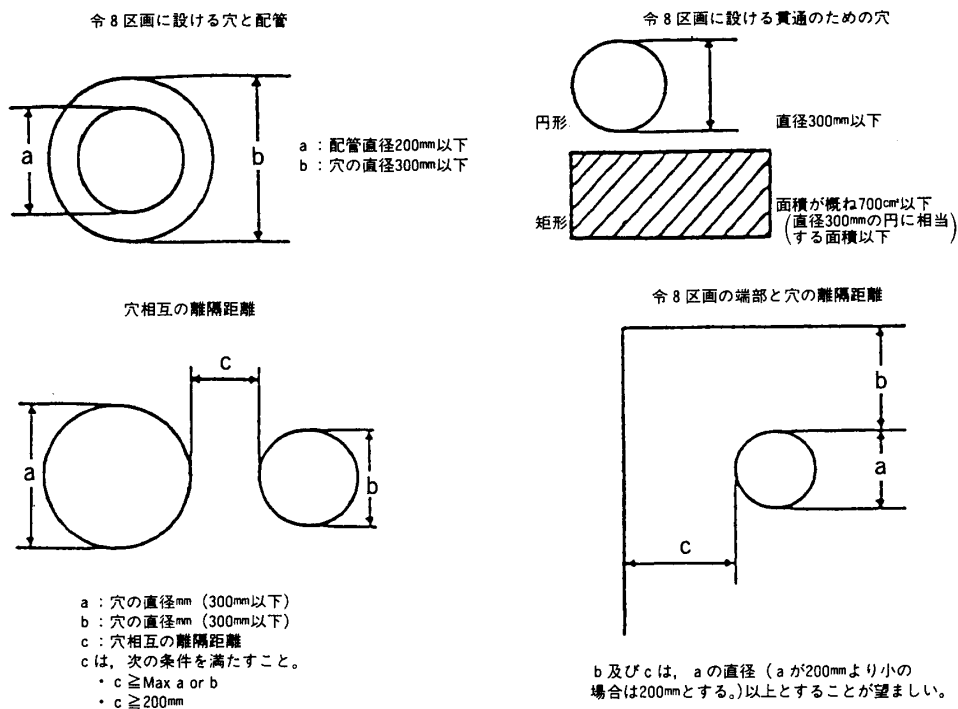
(カ) 貫通部は、モルタル等の不燃材料で完全に埋め戻す等、十分な気密性を有するとともに、当該区画に求められる耐火性能時間以上の耐火性能を有するよう施工すること。

(キ) 熱伝導により、配管の表面に可燃物が接触した場合に発火するおそれのある場合には、当該可燃物が配管の表面に接触しないような措置を講ずること。

第3-1表

設備種別等	令第8条区画適用の可否	
	認める	認めない
空調設備 冷暖房設備 を含む。	鋼管等を用いる冷水配管及び温水配管	冷暖房、換気用ダクト等 (ダンパー付きを含む。)
輸送・処理 設備		ダストシュート メールシュート リネンシュート
給排水 衛生 設備	鋼管等	左記以外の配管 種別例 塩化ビニール 陶管 ヒューム管
電気	鋼管等を用いる配管又は、防火区画を貫通するものとして認められたもの	
ガス	①ガス工作物の技術上の基準を定める省令第65条に規定する導管材質のうちJIS G 3454又はJIS G 3452を使用するもの ②PVC被覆フレキ管 (JIS G 4307「冷間圧延ステンレス銅帯」SUS304の円筒にJIS K 6723「軟質ポリ塩化コンパウンド」第1種第2号で被覆したもの)	

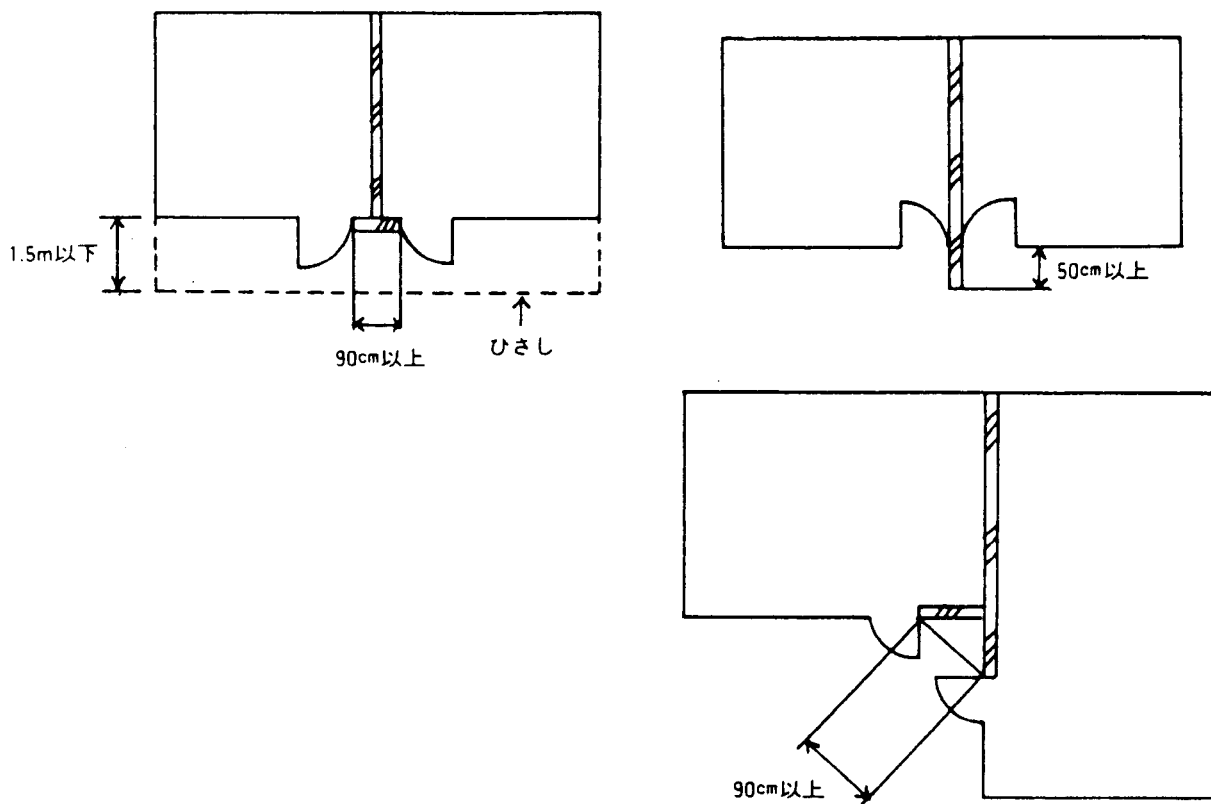
※給排水管以外は、耐火又は準耐火建築物に限る。



第3-4図

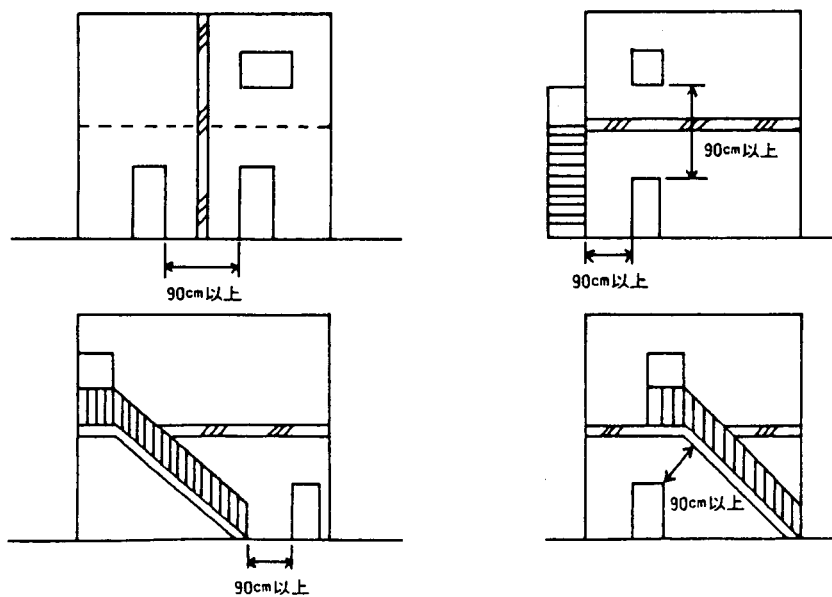
(3) 開口部のない耐火構造の床又は壁で区画された部分の外壁に設ける開口部は、他の区画された部分の外壁の開口部と延焼防止上有効に隔てられていること。

(注) ① 具体的な運用は、第3-5図及び第3-6図の例により取り扱うこと。



第3-5図

(注) 準耐火構造以外の場合は、当該壁又は床の双方への防火戸の措置が必要となる。

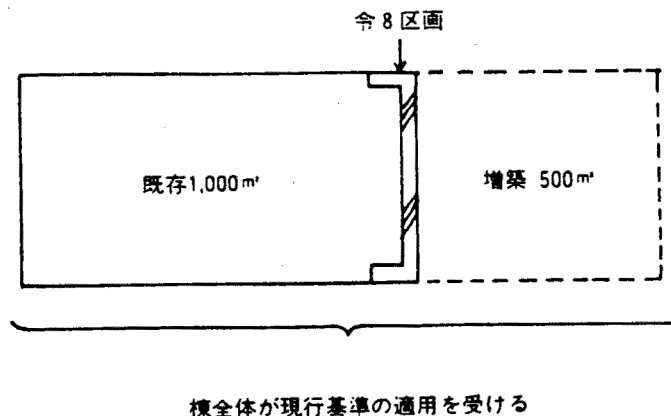


(注) 階段と開口部の距離については、階段の床又は屋根から90cm以上とする。

第3-6図

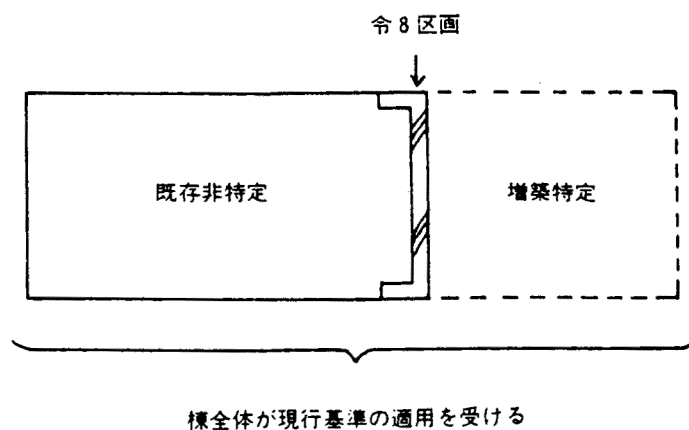
(4) 法第17条の2の5第2項と令第8条の関係は、次によること。

ア 令8区画を設けて増築等をした場合の法第17条の2の5第2項第2号の関係



第3-7図

イ 令8区画を設けて増築等をした場合の法第17条の2の5第2項第4号の関係



第3-8図

なお、消防用設備等の設置については、非特定部分と特定部分が、  
令8区画されているので、それぞれの基準を適用する。

2 規則第13条第1項及び第2項に規定する区画（以下この項において「規則第13条区画」という。）については、次によるものとする。

- (1) 規則第13条区画は2以上の階にわたらないこと。
- (2) 規則第13条区画を配管等が貫通する場合は、建基令第112条第20項、第21項及び第129条の2の5第1項第7号の規定を準用すること。ただし、風道に設けるダンパーにあっては、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものに限る。
- (3) エレベーターの出入口は、規則第13条第2項第1号ハに規定される開口部の構造に該当しないものであること。ただし、次のア又はイのエレベーターに設ける出入口の戸については、同規定に適合するとみなして扱うことができる。

- ア 建基令第129条の13の3に規定する非常用エレベーター
  - イ 共同住宅等の開放廊下に面して設置されるエレベーター
- 3 規則第30条の2及び条例第47条第1項第2号の防火戸は、常時閉鎖式のもの、煙感知器若しくは熱感知器の作動と連動して閉鎖するもの又は温度ヒューズ溶断によって閉鎖するものとする。
- なお、当該区画を配管等が貫通する場合は、建基令第112条第20項、第21項及び第129条の2の5第1項第7号の規定を準用すること。
- 4 特定共同住宅等の位置、構造及び設備を定める件（平成17年告示第2号。以下「位置・構造告示」という。）に規定する特定共同住宅等の住戸等の床又は壁の区画（以下「共住区画」という。）を貫通する配管等については、次によるものとする。
- (1) 位置・構造告示第3、3(4)ホの規定によるほか、別記「令8区画及び共住区画を貫通する鋼管等の取扱いについて」により設置されている鋼管等又は共住区画を貫通するものとして消防防災用設備機器性能評定委員会（（一財）日本消防設備安全センターに設置）において性能評定された配管等については、位置・構造告示に適合するものとして取り扱って差し支えないものであること。
  - (2) 共住区画を貫通する燃料供給配管のうち、次により設置されているものにあつては、位置・構造告示第3、3(4)に適合するものとして取り扱うことができる。
    - ア 配管の用途は、共同住宅の各住戸に設けられている燃焼機器に、灯油又は重油を供給するものであること。
    - イ 配管はJ I S H 3300（銅及び銅合金の継目無管）を含むものであること。
    - ウ 当該配管を含む燃料供給施設は、「共同住宅等の燃料供給施設に関する運用上の指針について」（平成15年8月6日消防危第81号）に適合するものであること。
- 5 直接外気に開放されている部分（常時外気に面する部分からおおむね5m未満の部分等をいう。）に面する換気口等で、「直径0.15m未満のもの」及び「直径0.15m以上で防火設備が設けられたもの」は、規則第13条第1項第1号の2、第12条の2第1項第1号及び第2号、第13条第1項第1号、同条第2項、第28条の2第1項第4号及び第4号の2、同条第2項第3号及び第3号の2並びに7号省令第3条第3項第4号の適用にあたり、同号ハに規定する開口部として取り扱わないものとする。

## 別記

### 令 8 区画及び共住区画を貫通する鋼管等の取扱いについて

#### 1 鋼管等を使用する範囲

令 8 区画及び共住区画を貫通する配管等にあつては、貫通部及びその両側 1 m 以上の範囲は鋼管等とすること。ただし、次に定める(1)及び(2)に適合する場合は、貫通部から 1 m 以内となる部分の配水管に衛生機器を接続して差し支えないこと。

- (1) 衛生機器の材質は、不燃材料であること。
- (2) 排水管と衛生機器の接続部に、塩化ビニール製の排水ソケット、ゴムパッキン等が用いられている場合には、これらは不燃材料の衛生機器と床材で覆われていること。

#### 2 鋼管等の種類

令 8 区画及び共住区画を貫通する鋼管等は、次に掲げるものとする。

- (1) J I S G 3442 (水配管用亜鉛めっき鋼管)
- (2) J I S G 3448 (一般配管用ステンレス鋼管)
- (3) J I S G 3452 (配管用炭素鋼管)
- (4) J I S G 3454 (圧力配管用炭素鋼管)
- (5) J I S G 3459 (配管用ステンレス鋼管)
- (6) J I S G 5525 (排水用鋳鉄管)
- (7) 日本水道協会規格 (以下「J W W A」という。) K 116 (水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管)
- (8) J W W A K 132 (水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管)
- (9) J W W A K 140 (水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管)
- (10) 日本水道鋼管協会規格 (以下「W S P」という。) 011 (フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管)
- (11) W S P 032 (排水用ノントールエポキシ塗装鋼管)
- (12) W S P 039 (フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管)
- (13) W S P 042 (排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管)
- (14) W S P 054 (フランジ付耐熱性樹脂ライニング鋼管)

#### 3 貫通部の処理

##### (1) セメントモルタルによる方法

ア 日本建築学会建築工事標準仕様書 (J A S S) 15「左官工事」によるセメントと砂を容積で 1 対 3 の割合で十分から練りし、これに最小限の水を加え、十分混練りすること。

イ 貫通部の裏側の面から板等を用いて仮押さえし、セメントモルタルを他方の面と面一になるまで十分に充填すること。

ウ セメントモルタル硬化後は、仮押さえに用いた板等を取り除くこと。

##### (2) ロックウールによる方法

ア J I S A 9504 (人造鉱物繊維保温材) に規定するロックウール保温材 (充填密度 150 キログラム / 立方メートル以上のものに限る。) 又はロックウール繊維 (充填密度 150 キログラム / 立方メートル以上のものに限る。) を利用した乾式吹き付けロックウール又は湿式吹き付けロックウールで隙間を充填すること。

イ ロックウール充填後、25mm 以上のケイ酸カルシウム板又は 0.5mm 以上の鋼板を床又は壁と 50mm 以上重なるように貫通部に蓋をし、アンカーボルト、コンクリート釘等で固定すること。



#### 4 可燃物への着火防止措置

配管等の表面から150mmの範囲に可燃物が存する場合には、(1)又は(2)の措置を講ずること。

##### (1) 可燃物への接触防止措置

アに掲げる被覆材をイに定める方法により被覆すること。

##### ア 被覆材

ロックウール保温材（充填密度150キログラム／立方メートル以上のものに限る。）又はこれと同等以上の耐熱性を有する材料で造った厚さ25mm以上の保温筒、保温帯等とすること。

##### イ 被覆方法

###### (ア) 床を貫通する場合

鋼管等の呼び径	被覆の方法
100以下	貫通部の床の上面から上方60cmの範囲に一重に被覆する。
100を超え200以下	貫通部の床の上面から上方60cmの範囲に一重に被覆し、さらに、床の上面から上方30cmの範囲には、もう一重被覆する。

###### (イ) 壁を貫通する場合

鋼管等の呼び径	被覆の方法
100以下	貫通部の壁の両面から左右30cmの範囲に一重に被覆する。
100を超え200以下	貫通部の壁の両面から左右60cmの範囲に一重に被覆し、さらに、壁の両面から左右30cmの範囲には、もう一重被覆する。

##### (2) 給排水管の着火防止措置

次のア又はイに該当すること。

ア 当該給排水管の内部が、常に充水されているものであること。

イ 可燃物が直接接触しないこと。また、配管等の表面から150mmの範囲内に存在する可燃物にあつては、構造上必要最小限のものであり、給排水管からの熱伝導により容易に着火しないもの（木軸、合板等）であること。

#### 5 配管等の保温

配管等を保温する場合にあつては、次の(1)又は(2)によること。

(1) 保温材として4(1)アに掲げる材料を用いること。

(2) 給排水管にあつては、J I S A 9504（人造鉱物繊維保温材）に規定するグラスウール保温材又はこれと同等以上の耐熱性及び不燃性を有する保温材を用いても差し支えないこと。この場合において、3及び4の規定について、特に留意されたいこと。

#### 6 配管等の接続

配管等を1の範囲において接続する場合には、次に定めるところによること。

(1) 配管等は、令8区画及び共住区画を貫通している部分において接続しないこと。

(2) 配管等の接続は、次に掲げる方法又はこれと同等以上の性能を有する方法により接続すること。

なお、イに掲げる方法は、立管又は横枝管の接続に限り、用いることができること。

##### ア メカニカル接続

- ① ゴム輪（ロックパッキン、クッションパッキン等を含む。以下同じ。）を挿入管の差し口にはめ込むこと。
- ② 挿入管の差し口端部を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること。
- ③ 予め差し口にはめ込んだゴム輪を受け口と差し口との間にねじれがないように挿入すること。
- ④ 押し輪又はフランジで押さえること。

⑤ ボルト及びナットで周囲を均等に締め付け、ゴム輪を挿入管に密着させること。

#### イ 差込式ゴムリング接続

① 受け口管の受け口の内面にシール剤を塗布すること。

② ゴムリングを所定の位置に差し込むこと。

ここで用いるゴムリングは、E P D M (エチレンプロピレンゴム) 又はこれと同等の硬さ、引っ張り強さ、耐熱性、耐老化性及び圧縮永久歪みを有するゴムで造られたものとする。

③ ゴムリングの内面にシール剤を塗布すること。

④ 挿入管の差し口にシール剤を塗布すること。

⑤ 受け口の最奥部に突き当たるまで差し込むこと。

#### ウ 袋ナット接続

① 袋ナットを挿入管差し口にはめ込むこと。

② ゴム輪を挿入管の差し口にはめ込むこと。

③ 挿入管の差し口端部を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること。

④ 袋ナットを受け口にねじ込むこと。

#### エ ねじ込み式接続

① 挿入管の差し口端外面に管用テープおネジを切ること。

② 接合剤をネジ部に塗布すること。

③ 継手を挿入管にねじ込むこと。

#### オ フランジ接続

① 配管の芯だしを行い、ガスケットを挿入すること。

② 仮締めを行い、ガスケットが中央の位置に納まっていることを確認すること。

③ 上下、次に左右の順で、対称位置のボルトを数回に分けて少しずつ締めつけ、ガスケットに均一な圧力がかかるように締め付けること。

(3) 耐火二層管と耐火二層管以外の管との接続部には、耐火二層管の施工方法により必要とされる目地工法を行うこと。

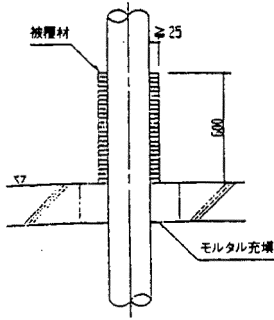
## 7 支持

鋼管等の接続部の近傍を支持するほか、必要に応じて支持すること。

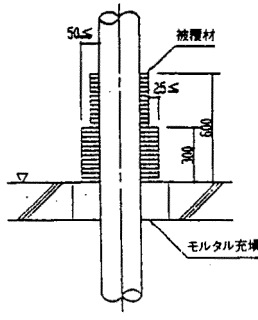
(参考)

施工方法の例 (鋼管等の表面の近くに物がある場合)

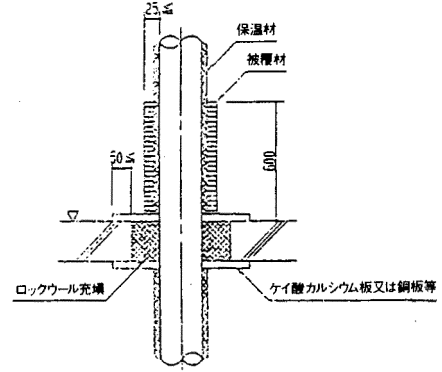
配管径  $\leq 100 \phi$



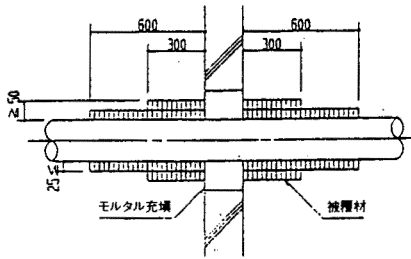
$100 \phi < \text{配管径} \leq 200 \phi$



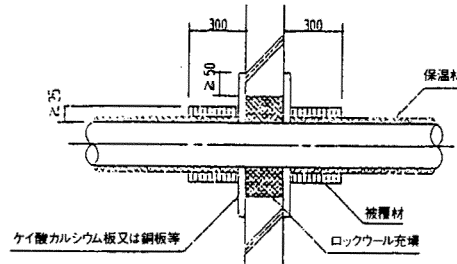
配管径  $\leq 100 \phi$



$100 \phi < \text{配管径} \leq 200 \phi$



配管径  $\leq 100 \phi$



## 第4 床面積・階の取扱い

### 1 床面積の算定

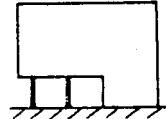
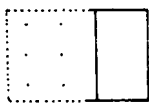
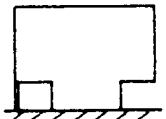
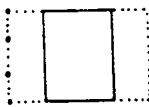
消防用設備等の設置にあたっての床面積の算定は、次によること。

- (1) 建築物の床面積は、建築物の各階又はその一部で壁、扉、シャッター、手摺、柱等の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積によるが、ピロティ、ポーチ等で壁、扉、柱等を有しない場合には、床面積に算入するかどうかは、当該部分が居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の保管又は格納その他の屋内的用途に供する部分であるかどうかにより判断すること。

例えば、次の各項に掲げる建築物の部分の床面積の算定は、それぞれ当該各項に定めるところによるものとする。

#### ア ピロティ

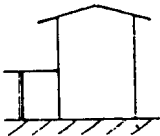
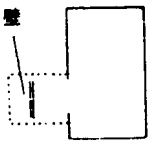
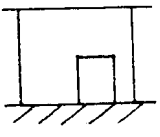

十分に外気に開放され、かつ、屋内的用途に供しない部分は、床面積に算入しないこと。

立 面	平 面	床面積に算入しない	床面積に算入する
		十分に外気に開放され、かつ、屋内的用途に供しない部分	左記以外の部分で、例えば自動車車庫、自転車置場等に供する部分など
			

第4-1図

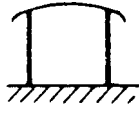
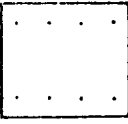
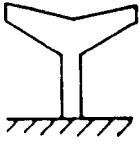
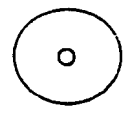
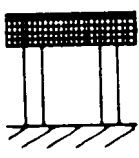
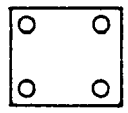
#### イ ポーチ

原則として床面積に算入しないこと。ただし、屋内的用途に供する部分については、床面積に算入する。

	立 面	平 面	床面積に算入しない	床面積に算入する
庇 型			右記を除き、原則として床面積に算入しない	屋内的用途に供する部分
寄り 付き 型				

第4-2図

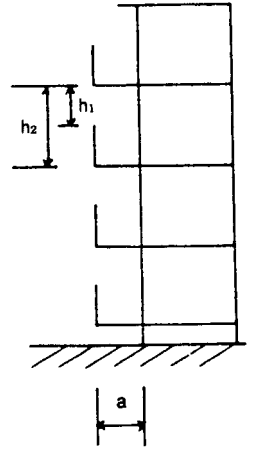
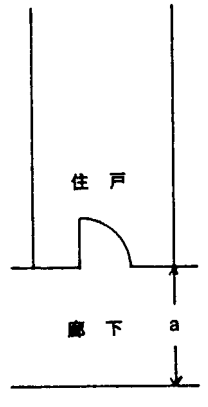
ウ 公共用歩廊、傘型又は壁を有しない門型の建築物は、アのピロティに準じること。

	立 面	平 面	床面積に算入しない	床面積に算入する
公共用歩廊			十分に外気に開放され、かつ、屋内的用途に供しない部分	左記以外の部分
傘型				
壁を有しない門型				

第 4 - 3 図

エ 開放廊下

外気に有効に開放されている部分の高さが、1.1m以上であり、かつ、天井の高さの2分の1以上である廊下については、幅2mまでの部分を床面積に算入しないこと。

立 面	平 面	床面積に算入しない	床面積に算入する
		$h_1$ : 当該廊下の外気に有効に開放されている部分の高さ $h_2$ : 当該廊下の天井の高さ $a$ : 当該廊下の幅  $h_1 \geq 1.1\text{m}$ 、かつ、 $h_1 \geq 1/2 h_2$ で、 $a$ のうち2mまでの部分	左記以外の部分

(考え方)

上記のような一定の条件を満たす廊下については、十分な開放性を有し屋外部分とみなし得るものとして、原則として床面積に算入しません。ただし、幅2m(芯々)を超える廊下については、その部分を自転車置場、物品の保管等の屋内的用途に用いる場合が想定されるため、十分な開放性を有するものであっても、幅2mを超える部分は床面積に算入すること。

第 4 - 4 図

オ バルコニー・ベランダ

エの開放廊下に準じること。

立 面	平 面	床面積に算入しない	床面積に算入する
		<p><math>h_1</math> : 当該バルコニー・ベランダの外気に有効に開放されている部分の高さ</p> <p><math>h_2</math> : 当該バルコニー・ベランダの天井の高さ</p> <p><math>a</math> : 当該バルコニー・ベランダの幅</p> <p><math>h_1 \geq 1.1\text{m}</math>、かつ、  <math>h_1 \geq 1/2 h_2</math>で、<math>a</math>のうち2mまでの部分</p>	<p>左記以外の部分</p>

第4-5図

カ 屋外階段

次の各号に該当する外気に有効に開放されている部分を有する階段については、床面積に算入しないこと。

(ア) 外気に有効に開放されている部分の長さが、当該階段の周長の2分の1以上であること。

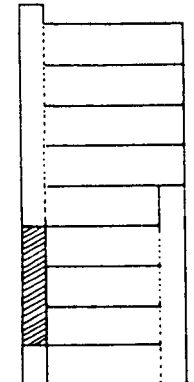
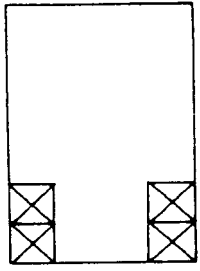
(イ) 外気に有効に開放されている部分の高さが、1.1m以上、かつ、天井の高さの2分の1以上であること。

立 面	平 面	床面積に算入しない	床面積に算入する
		<p>外気に有効に開放されている部分の長さ  <math>\geq 1/2 \times 2(a + b)</math>          で、<math>h_1 \geq 1.1\text{m}</math>、かつ、  <math>h_1 \geq 1/2 h_2</math></p> <p><math>h_1</math> : 当該階段の外気に有効に開放されている部分の高さ</p> <p><math>h_2</math> : 当該階段の天井の高さ</p>	<p>左記以外の部分</p>

第4-6図

キ エレベーターシャフト

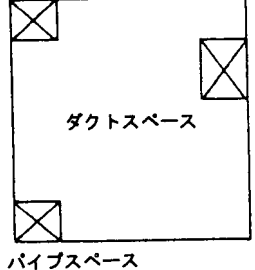
原則として、各階において算入すること。ただし、着床できない階であることが明らかである階については算入しない。

立 面	平 面	床面積に算入しない	床面積に算入する
	 <p>EVシャフト</p>	乗降口がない階の部分 高層階専用エレベーター で、乗降口のない低層階 部分の場合など	左記以外の部分

第 4 - 7 図

ク パイプシャフト等

各階において床面積に算入すること。

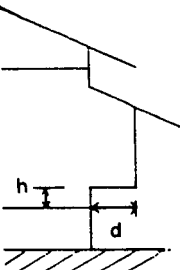
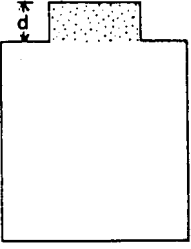
立 面	平 面	床面積に算入しない	床面積に算入する
	 <p>煙突</p> <p>ダクトスペース</p> <p>パイプスペース</p>	煙 突	ダクトスペース パイプスペース

第 4 - 8 図

ケ 出窓

次の各号に定める構造の出窓については、床面積に算入しないこと。

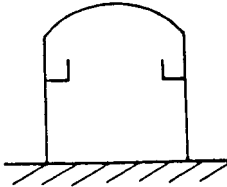
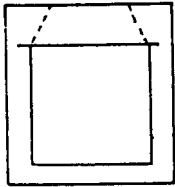
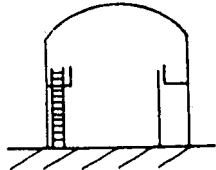
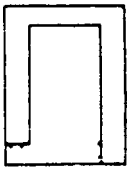
- (ア) 下端の床面からの高さが、30cm以上であること。
- (イ) 周囲の外壁面から水平距離50cm以上突き出ていないこと。
- (ウ) 見付け面積の2分の1以上が窓であること。

立 面	平 面	床面積に算入しない	床面積に算入する
		$h \geq 30\text{cm}$ 、 $d < 50\text{cm}$ 、かつ、見 付け面積の $1/2$ 以 上 が窓であるもの h：下端の床面からの 高さ d：周囲の外壁面から の水平距離	左記以外の場合

第4-9図

コ 体育館等のギャラリー等

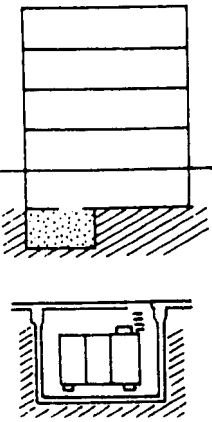
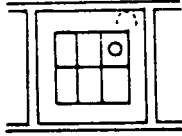
原則として、床面積に算入すること。ただし、保守点検等一時的な使用を目的としている場合は、算入しないこと。

立 面	平 面	床面積に算入しない	床面積に算入する
		保守点検等一時的な 使用を目的としてい る場合	左記以外の場合
			

第4-10図



サ 給水タンク又は貯水タンクを設置する地下ピットタンクの周囲に保守点検用の専用の空間のみを有するものについては、床面積に算入しないこと。

立 面	平 面	床面積に算入しない	床面積に算入する
		タンクの周囲に保守点検用の専用の空間のみを有するもの	左記以外の場合

第4-11図

(2) 倉庫内に設けられた積荷用の作業床は、棚とみなされる構造（積荷を行う者が棚状部分の外部にいて直接積荷できるもの又はフォークリフト、クレーン等の機械だけの使用により積荷できるもの）を除き、床面積に算入するものであること。

(3) ラック式倉庫の延べ床面積の算定については、次によること。

ア ラック式倉庫の延べ床面積は、原則として各階の床面積の合計により算定すること。この場合において、ラック等を設けた部分（ラック等の間の搬送通路の部分を含む。以下この(3)において同じ。）については、当該部分の水平投影面積により算定すること。

イ ラック式倉庫のうち、①ラック等を設けた部分とその他の部分が準耐火構造の床又は壁で区画されており、当該区画の開口部には防火戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は火災の発生と連動して自動的に閉鎖するものに限る。）が設けられているもの又は②ラック等を設けた部分の周囲に幅5mの空地が保有されているものにあつては、次により算定することができること。

(a) ラック等を設けた部分の面積により算定すること。

(b) 当該算定方法により令第12条第1項第5号に掲げる規模に達するラック式倉庫にあつては、ラック等を設けた部分に対してスプリンクラー設備を設置すれば足りること。この場合において、令第12条第4項の適用については、当該倉庫の構造によることとしてよいこと。

ウ ラック等を設けた部分の面積が、延べ面積の10%未満であり、かつ、300㎡未満である倉庫にあつては、当該倉庫全体の規模の如何によらず、令第12条第1項第5項に掲げるラック式倉庫に該当しないこと。

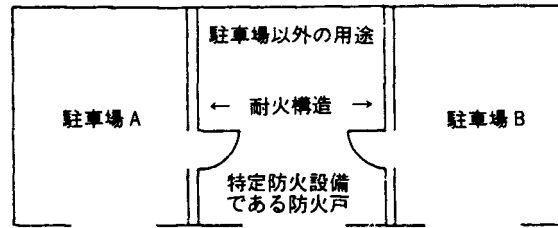
エ 自動式ラックのものは、階数を1として床面積を算定し、積層式ラック（広がりをもった床板（グレーチング、エキスパンドメタル等を含む。）を有し、階層が明確なもの）については、階層ごとに床があるものとして算定する。

(4) 駐車のために供される部分の床面積は、次によること。

ア 車路は床面積に算入するものであること。ただし、防火対象物の屋上以外で上部が開放された部分（庇又はバルコニー等の下で、十分な開放性を有する部分を含む。）は、算入しないものとする。

(注) 車両進入用の傾斜路は、屋上に該当しないものとする。

イ 第4-12図のように区画された駐車のために供される部分以外の部分を介して、2箇所以上の駐車のために供される部分が存する場合は、それぞれの駐車のために供される部分ごとに床面積を算定すること。



第 4 - 12 図

ウ 外気に開放された高架工作物（鉄道又は道路等に使用しているもの）下に設けられた駐車場、さく、へい等で囲まれた部分は、当該工作物の水平投影面積に算入するものであること。

エ 立体自動車車庫等（建築物の一部に機械式駐車装置を設置した場合を含む。）は、機械式駐車装置の構造、仕様等にかかわらず当該装置の設置されている建築物又はその部分の水平投影面積を床面積とすること。

オ 令第13条に規定する昇降機等の機械装置により車両を駐車させる防火対象物の収容台数の算定については、機械式駐車装置を複数近接して設置した場合、設置される駐車装置相互間が6 m以下となるものにあつては、耐火構造の壁等により延焼防止措置が有効に施されている場合を除き、それぞれの機械式駐車装置の収容台数を合算すること。

- (5) 令第13条第1項第6欄で定める「発電機、変圧器、その他これらに類する電気設備（以下この号において「電気設備」という。）が設置されている部分」及び同項第7欄で定める「鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する部分（以下この号において「鍛造場等」という。）」の床面積の算定は、当該電気設備又は鍛造場等における火気使用設備が据え付けられた部分にその周囲からの水平距離が、次のア又はイに掲げるうち短い距離で囲まれた部分を加算して算定すること。この場合、同一の室内に電気設備又は鍛造場等の火気使用設備が複数設置されている場所にあつては、それぞれの合計床面積とするが、近接するためにア又はイによる部分が重複する場合にあつては、重複加算しないものとする。また、屋上に電気設備又は鍛造場等の火気使用設備が複数設置されている場所にあつては、それぞれの床面積とし、近接するためにア又はイによる部分が重複する場合にあつては、それぞれの合計床面積とするが、重複加算しないものとする（規則第6条第4項及び第5項の適用についても同様とする。）。

ア 5 m

イ 不燃材料の壁、天井、床又は防火戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖することができるものに限る。）で区画されている部分までの距離

※ 「その他これらに類する電気設備」とは、リアクトル、電圧調整器、油入開閉器、油入コンデンサー、油入遮断器、計器用変成器等が該当し、次に掲げるものは該当しないものとする。

- ・配電盤又は分電盤
- ・電気設備のうち、冷却又は絶縁のための油類を使用せず、かつ、水素ガス等可燃性ガスを発生するおそれのないもの
- ・電気設備のうち、容量が20 kVA未満（同一の場所に2以上の電気設備が設置されている場合は、それぞれの電気設備の合計）のもの

※ 「その他多量の火気を使用する部分」とは、金属溶解設備、給湯設備、温風暖房設備、厨房設備等のうち、最大消費熱量の合計が350 kW以上のものが設置されている場所が該当するものとする。

- (6) 駅舎で次のいずれかに該当する部分は、床面積に算入しないこととする。

ア 延長方向の1面以上が直接外気に開放されたプラットホーム。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

- (ア) 上屋の屋根が2以上のプラットホームにわたって連続し続けるもの
- (イ) プラットホームの上部に改札、コンコース等が存することにより上方が閉鎖される部分が生じるもののうち、当該閉鎖される部分の延長方向の長さの合計が上屋の同方向の長さの3分の1を超えるもの
- イ 外気に開放されたピロティ、ポーチ状の部分又は延長方向の面が外気に開放されている通路状部分等で屋外部分とみなされるコンコース
- (7) 地下駅舎の床面積は、次により算定すること。
- ア 改札口内にあつては、軌道部分を除き、すべてを算入する。
- イ 改札口外のコンコース等にあつては、改札口、駅務室等の施設から歩行距離20m以内までの部分を算入すること。ただし、20m以内に随時開くことのできる自動閉鎖装置付きの特定防火設備である防火戸又は煙感知器の作動と連動して閉鎖する方式の特定防火設備である防火戸が設置されている場合は、当該防火戸の部分までとする。
- (8) 観覧場で、観覧席の一面が外気に開放され、開放された面の長さが奥行き2倍以上となる観覧席の部分は、床面積に算入しないこと。ただし、収容人員の算定にあつては、当該観覧席の部分を含むものとする。
- (9) 地下街及び準地下街の地下道は、店舗、事務所等の各部分から歩行距離が地下街にあつては20m、準地下街にあつては10m（各数値未満の場合は当該距離）以内の部分の床面積に算入する。ただし、随時開くことのできる自動閉鎖装置付きの特定防火設備である防火戸又は煙感知器の作動と連動して閉鎖する方式の特定防火設備である防火戸が設置されている場合は、当該防火戸の部分までとする。
- (10) 防火対象物の一部に危険物施設が存する場合、法第17条第1項で定める消防用設備等の設置にあつての床面積は、当該危険物施設を含めて算定すること。
- (11) 階に対する消防用設備等の設置に係る規定の適用の際、同一階が屋外空間等で隔てられている場合又は開口部のない耐火構造の壁で区画されている場合にあつては、隔てられた部分又は区画された部分ごとに床面積を算定できるものであること。
- （注）床面積の算定から除外された部分であっても、消防用設備等の設置については必要な場合があるので注意すること。

## 2 階の取扱い

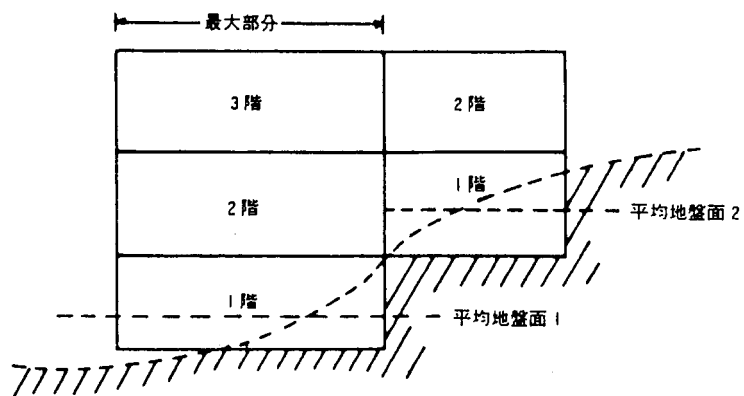
消防用設備等の設置にあつての階数の取扱いは、建基令第1条第2号及び第2条第1項第8号によるほか、次によること。

- (1) 倉庫内に設けられた積荷用の作業床は、棚とみなされる構造のもの（積荷を行う者が、棚状部分の外部にいて直接積荷できるもの又はフォークリフト、クレーン等の機械だけの使用により積荷できるもの）を除き、階数に算定するものであること。
- （注）床と棚の区別は、当該部分に積荷等を行う場合に当該部分以外において作業するものを「棚」とし、当該部分を歩行し、又はその上において作業執務等を行うものを「床」として取り扱う。
- (2) 小屋裏、床下等の部分を利用して設ける物置等（以下「小屋裏物置等」という。）で、次に該当するものについては階とみなさないこととし、かつ、その部分は床面積に算入しないこと。
- ア 一の階に存する小屋裏物置等の部分の水平投影面積の合計は、当該小屋裏物置等が存する階の床面積の2分の1未満であり、かつ、2階床下物置、1階天井裏物置、2階から利用する1階小屋裏物置及び1階ロフトの水平投影面積の合計は、1階床面積及び2階床面積のそれぞれの2分の1未満とすること。
- なお、当該物置等の最高の内法の高さは1.4m以下とすること。
- イ 二以上の小屋裏物置等の部分が、上下に接する場合の小屋裏物置等の天井の高さの合計は、1.4m以下とすること。
- ウ 共同住宅、長屋等は、住戸単位とし、かつ、建物全体で前各号の規定を満たすこと。

※ 階の中間に設ける床（ロフト状に設けるもの）については、居室の直上に設けないこと。ただし、当該部分の直下の天井の高さが2.1m以上ある場合については、この限りでない。

(3) 自動式ラック倉庫及び立体自動車車庫  
（機械式駐車装置の設置された部分を含む。）の可動床は階数に算定しないこと。

(4) 斜面、段地の敷地に存する建築物のうち、平均地盤面が複数生じることにより、当該建築物の同一階が部分によって階数が異なるものにあつては、当該階における最大の部分を占める階数を当該階数として扱うこと。



第4—13図

## 第5 無窓階

無窓階以外の階の判定は、規則第5条の3によるほか、細部については次により取り扱うこと。

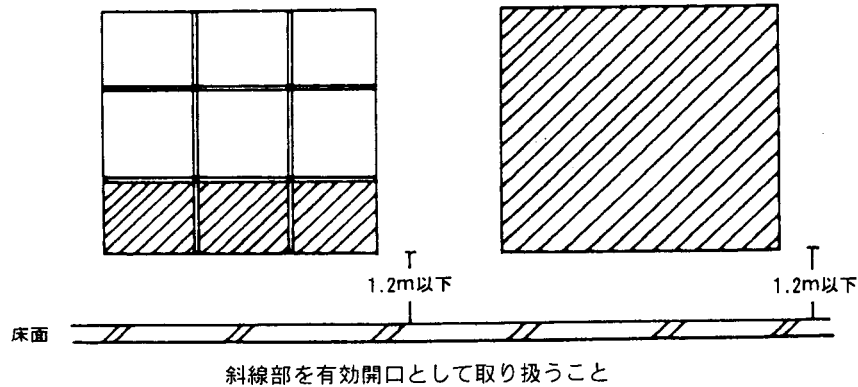
### 1 開口部の位置

(1) 規則第5条の3第2項第1号に規定する「床面から開口部の下端までの高さ」については、次によること。

ア 踏台は原則として認めないが、次の条件のすべてに適合する場合はこの限りでない。

- (ア) 不燃材料で造られ、かつ、堅固な構造であること。
- (イ) 開口部が設けられている壁面とすき間がなく床面に固定されていること。
- (ウ) 高さは30cm以下、奥行は30cm以上、幅は開口部の幅以上であること。
- (エ) 踏台の上端から開口部の下端まで1.2m以内であること。
- (オ) 避難上支障がないこと。

イ 開口部が容易に外すことができない桟等で仕切られている場合は、下端が床面から1.2m以内にある開口部のみを有効開口として取り扱うこと。

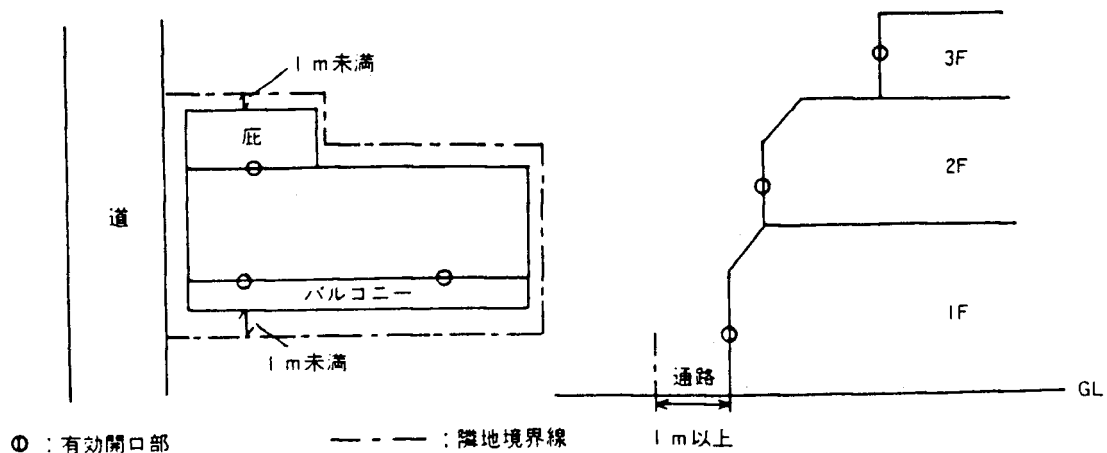


第5-1図

(2) 規則第5条の3第2項第2号に規定する「通路その他の空地」について、次に掲げる空地等は「通路その他の空地」として取り扱うことができる。

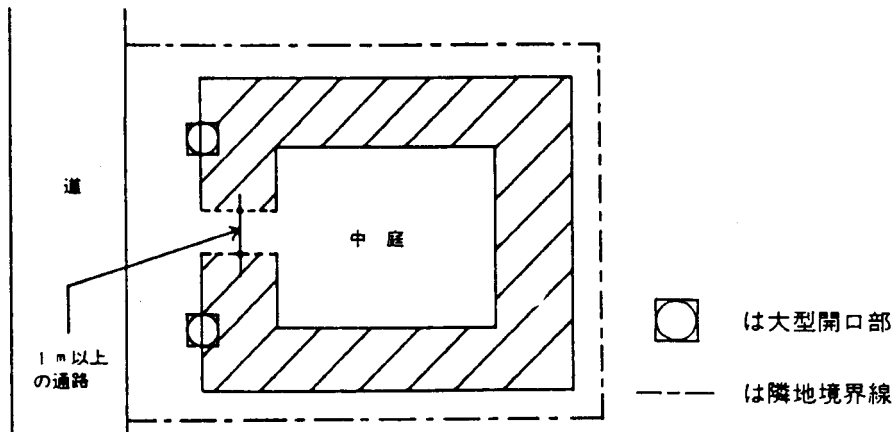
ア 国又は地方公共団体等の管理する公園で将来にわたって空地の状態が維持されるもの

イ 道又は道に通じる幅員1m以上の通路に通じることができる広場、建築物の屋上、庭、バルコニー、屋根、階段状の部分で避難及び消火活動が有効にできるもの



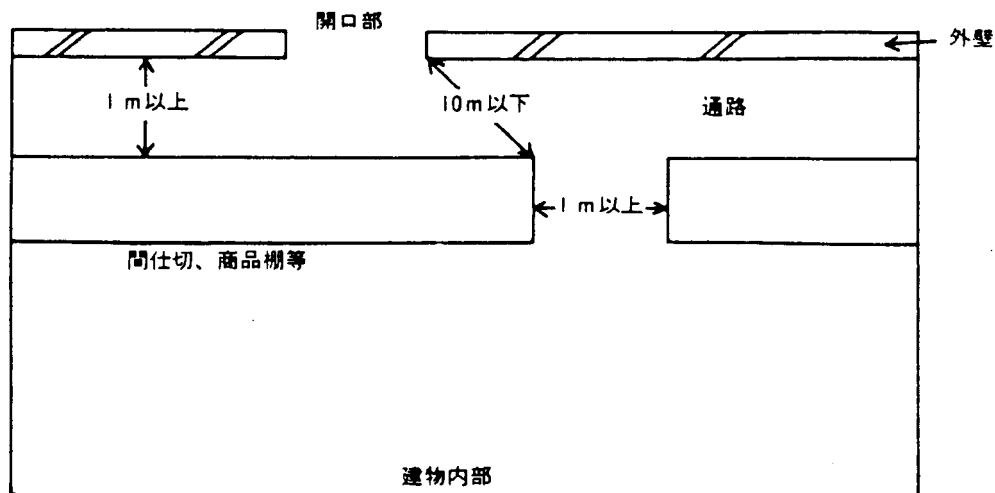
第5-2図

- ウ 1 m以内の空地又は通路にある樹木、へいその他の工作物で避難及び消火活動の妨げにならないもの
- エ 傾斜地、河川敷その他消火活動が有効に行えるもの
- オ 周囲が建物で囲われている中庭等で、当該中庭から道に通じる通路があり、次のすべてに適合するもの
  - (ア) 通路の幅員は1 m以上であること。
  - (イ) 中庭に面する部分以外の有効外壁に直径1 m以上の円が内接することができる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ75cm以上及び1.2m以上の開口部が2以上あること。
  - (ウ) 中庭に面する部分以外の有効外壁の開口部で必要面積の2分の1以上を確保できること。



第5-3図

- (3) 規則第5条の3第2項第4号に規定する「開口のため常時良好な状態」について、次に掲げる状態は、常時良好な状態として取り扱う。
- ア 格子、ルーバー、広告物、日除けその他の設備により避難及び消火活動上妨げにならないもの
  - イ 開口部と間仕切壁等の間に通路を設け、間仕切壁等に出入口を有効に設けたもので、次のすべてに適合するもの
    - (ア) 通路は通行又は運搬のみに供され、かつ、可燃物等が存置されていないこと等常時通行に支障ないこと。
    - (イ) 通路及び間仕切壁等の出入口の幅員はおおむね1 m以上であること（この場合、通路の幅員が場所により異なる場合はその最小のものとする。）。
    - (ウ) 間仕切壁等の出入口と外壁の当該開口部との歩行距離は、おおむね10m以下であること。



第5-4図

## 2 開口部の構造

規則第5条の3第2項第3号に規定する「外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できるもの」として、次に掲げる開口部を有効開口部として取り扱うことができる。

### (1) ガラス窓

第5-1表に掲げるもの。ただし、これら以外のものであっても、外部からの一部破壊等により開放できると認められる場合は、実際に開口する部分を有効開口部として取り扱うことができる。

### (2) シャッターの開口部

ア 避難階に設けられた手動式軽量シャッター付き開口部（シャッターの底部に施錠機構があるもの以外にあっては、屋外から水圧で開放できる装置（「シャッター等の水圧開放装置に関する取扱いについて」（昭和52年12月19日消防予第251号）に適合しているものに限る。以下「水圧開放装置」という。）のうち、シャッター等の施錠を開放する方式のものを備えた場合に限る。）

イ 共同住宅の雨戸として設けられたもの又はそれと同等のもので、開口部に建基令第126条の7第5号に規定するバルコニー等の消防活動スペースが確保され、かつ、屋外より消防隊が特殊な工具を用いることなく容易に開放できる手動式軽量シャッター付き開口部（J I S A 4704で定めるスラットの板厚が1.0mm以下のものに限る。）

ウ 煙感知器の作動と連動して解錠する手動式軽量シャッター付き開口部（非常電源付きに限る。）

エ 屋内外から開放できる電動式シャッター付き開口部（非常電源付きに限る。）

オ 煙感知器の作動と連動して開放する電動式シャッター付き開口部（非常電源付きに限る。）

カ 防災センター、中央管理室等の常時人がいる場所から遠隔装置により開放できる電動式シャッター付き開口部（非常電源付きに限る。）

キ 水圧開放装置のうち、シャッター等の押しボタンスイッチ等を作動させる方式のもの（非常電源付きに限る。）又はシャッター等を開放する方式のものを備えた開口部

（注）非常電源は、自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備によるものとし、非常電源回路は、耐火配線とすること。

ク 屋外から常時手動で解錠できるサムターン付き軽量シャッター等

### (3) ドア

ア 手動式ドア（ハンガー式のものを含む。）で屋内外から容易に開放できるもの。ただし、ガラス部分を有する手動式ドアのうち、当該ガラスを容易に破壊することにより内部の施錠を解錠できるものを含む。

イ 電動式ドアで、次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当するもの

（ア）第5-1表において、開口部全体を有効開口部として算定に加えることのできるもの

（イ）停電時であっても、非常電源の作動又は手動により開放できるもの

### (4) 二重窓

(1)から(3)までの開口部が組み合わされたもの（有効開口部の算定については、開口面積の少ない方で行う。）。ただし、設置の状況から避難上又は消火活動上有効でないとするものを除く。

第5-1表

ガラス開口部の種類		開口部の条件		判定	
				足場有り	足場無し
普通ガラス ※1	厚さ6.0mm 以下	引き違い戸	○	○	
		F I X	○	○	
鉄線入りガラス	厚さ6.8mm 以下	引き違い戸	△	△	
		F I X	×	×	
	厚さ10.0mm 以下	引き違い戸	△	×	
		F I X	×	×	
網入りガラス	厚さ6.8mm 以下	引き違い戸	△	△	
		F I X	×	×	
	厚さ10.0mm 以下	引き違い戸	△	×	
		F I X	×	×	
強化ガラス	厚さ5.0mm 以下	引き違い戸	○	○	
		F I X	○	○	
耐熱性ガラス ※2	厚さ5.0mm 以下	引き違い戸	○	○	
		F I X	○	○	
合わせガラス	※3	引き違い戸	△	△	
		F I X	×	×	
	※4	引き違い戸	△	×	
		F I X	×	×	
複層ガラス	構成するガラスごとに本表（合わせガラスを除くほか、網入りガラス及び鉄線入りガラスにあつては、厚さ6.8mm以下のものに限る。）により評価し、全体の判断を行う。				
低放射ガラス (Low-Eガラス)	基板（板ガラス等）について本表により評価し、判断する。				

※1 普通ガラスとは、フロート板ガラス、磨き板ガラス、型板ガラス、熱線吸収板ガラス、熱線反射板ガラス等をいう。

※2 強度が普通ガラス（厚さ6.0mm以下）と同等のものに限る。（例：耐熱結晶化ガラス（製品名「ファイアライト」））

※3 ① フロート板ガラス（厚さ6.0mm以下）+PVB（ポリビニルブチラール）（30mil（膜厚0.76mm）以下）+フロート板ガラス（厚さ6.0mm以下）の合わせガラス

② 網入板ガラス（厚さ6.8mm以下）+PVB（ポリビニルブチラール）（30mil（膜厚0.76mm）以下）+フロート板ガラス（厚さ5.0mm以下）の合わせガラス

※4 ① フロート板ガラス（厚さ5.0mm以下）+PVB（ポリビニルブチラール）（60mil（膜厚1.52mm）以下）+フロート板ガラス（厚さ5.0mm以下）の合わせガラス

② 網入板ガラス（厚さ6.8mm以下）+PVB（ポリビニルブチラール）（60mil（膜厚1.52mm）以下）+フロート板ガラス（厚さ6.0mm以下）の合わせガラス

③ フロート板ガラス（厚さ3.0mm以下）+PVB（ポリビニルブチラール）（60mil（膜厚1.52mm）以下）+型板ガラス（厚さ4.0mm以下）の合わせガラス

(注) 次のいずれかに掲げるフィルム（内張り用、外貼り用は問わない。）を貼付したガラスは、第5-1表の基板ガラスにより評価し、判断する。

① ポリエチレンテレフタレート製窓ガラス用フィルム（JIS A 5759に規定するもの）のうち、多積層（引裂強度を強くすることを目的として数十枚のフィルムを重ねて作られたフィルムをいう。）以外で、基材の厚みが100 $\mu$ m以下のもの

② 塩化ビニル製窓ガラス用フィルムのうち、基材の厚みが400 $\mu$ m以下のもの

[凡例] ○…開口部全体を有効開口部として算定に加えることのできるもの

△…ガラスを一部破壊し、外部から開放できる部分（第5-2表の例によること。）を有効開口部として算

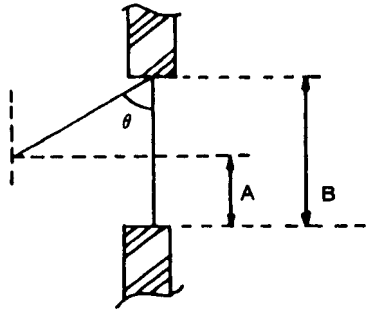
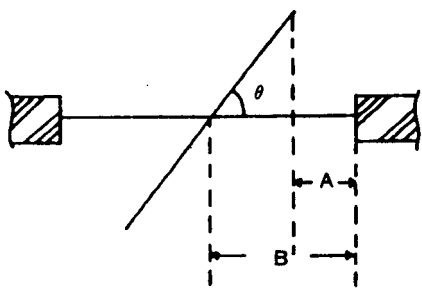
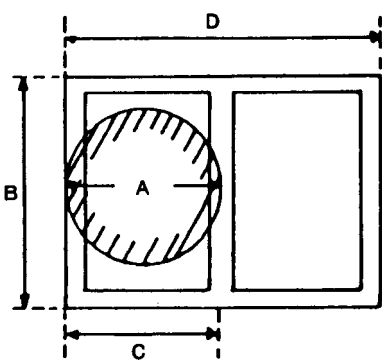


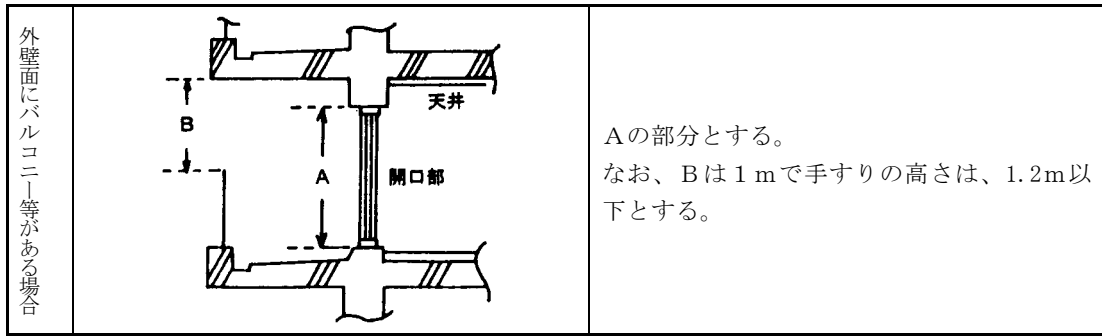
定に加えることのできるもの（クレセントやレバーハンドル自体に鍵付きとなっている等の特殊なものについては、個別に判断すること。）

×…有効開口部として扱えないもの

- (注) ① 「足場有り」とは、避難階又は外部バルコニー、屋上広場等破壊作業のできる足場が設けられているものをいう。また、バルコニーとは、建基令第126条の7に定める構造のもの又はこれと同等のものをいう。
- ② 「引き違い戸」とは、片開き、開き戸を含め、通常は部屋内から開放でき、かつ、当該ガラスを一部破壊することにより、外部から開放することができるものをいう。

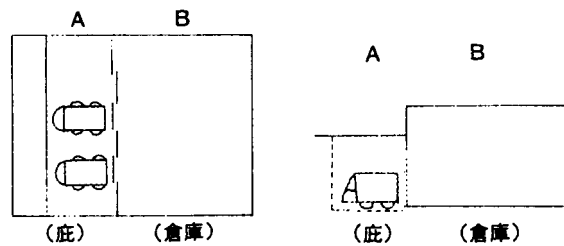
第5-2表

	型 式	判 断
突き出し窓	 <p>(注) <math>\theta</math> は、最大開口角度 (<math>0^\circ \sim 90^\circ</math>)</p>	<p>Aの部分とする。 (注) <math>A = B (1 - \cos \theta)</math></p>
回転窓	 <p>(注) <math>\theta</math> は、最大開口角度 (<math>0^\circ \sim 90^\circ</math>)</p>	<p>Aの部分とする。 (注) <math>A = B (1 - \cos \theta)</math></p>
引き違い窓 (上げ下げ窓を含む。)	 <p>(注) 1 A及びC = <math>1/2 D</math> 2 Aは、50cmの円の内接又は1mの円の内接</p>	<p>A又はB×Cとする。 なお、次による寸法の場合は、50cm以上の円が内接するものと同等以上として取扱うことができる。 B = 1.0m (0.65m) 以上 C = 0.45m (0.4m) 以上 (注) ( ) 内は、バルコニー等がある場合</p>



3 その他

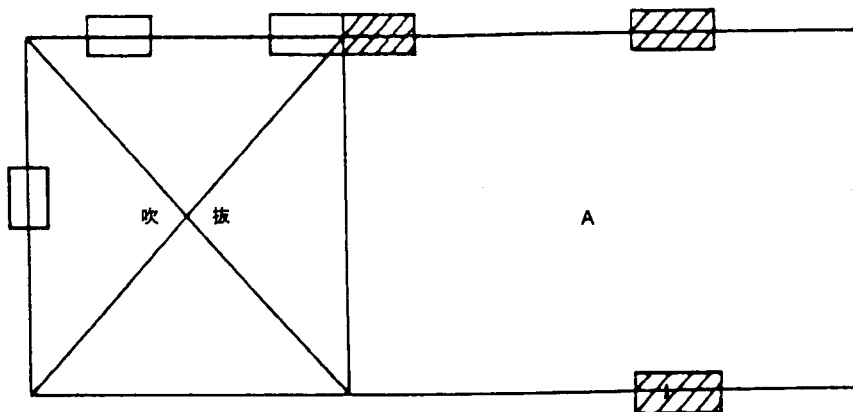
- (1) 同一階が屋外空間等で隔てられている場合又は開口部のない耐火構造の壁で区画されている場合にあっては、隔てられた部分又は区画された部分ごとに無窓階の判定を行うこと。
- (2) 無窓階の判定は、開口部がすべて閉鎖した状態で行うこと。
- (3) 第4 床面積・階の取扱い 1 (1)により、十分に外気に開放されている部分で、かつ、屋内的用途に該当する部分については、床面積の算定上は当該部分を算入して行うとされているが、無窓階の判定を行ううえではこれによらないものとする。



第5-5図

(注) ポーチ部分の面積Aは、十分外気に開放されているが、自動車車庫としての用途を有すると認められるため、床面積の算定上は算入される。したがって、建築物の床面積は倉庫部分の面積Bと合算して(A+B)となるが、無窓階の判定上は、ポーチ部は外部空間として取り扱い、床面積Bの1/30の開口部の有無により判断するものとする。

- (4) 吹き抜けの存する部分の床面積及び開口部の取扱いは、次によること。
  - ア 床面積の算定は、当該床が存する部分とする。
  - イ 開口部の面積の算定は、床が存する部分の外壁開口部の合計とする。



A : 床面積を算定する部分 開口部の面積を算定する部分

第5-6図

## 第6 収容人員の算定

収容人員の算定は、規則第1条の3の規定によるほか、次によること。

### 1 共通の取扱い

(1) 従業者の取扱いは次によること。

ア 従業者の数は、正社員又は臨時社員等の別を問わず平常時における最大勤務者数とすること。ただし、短期間かつ臨時的に雇用されるものにあつては、従業者として取り扱わない。

イ 交代制勤務制度の場合、従業者の数は通常の勤務時間帯における数とし、勤務時間帯の異なる従業者が重複して在所する交代時の数としないこと。ただし、引き継ぎ以後も重複して就業する勤務形態にあつては、その合計とすること。

ウ 指定された執務用の机等を有する外勤者は、従業者の数に算入すること。

エ 階単位で収容人員を算定するにあつて、2以上の階で執務する者については当該階に指定された執務用のいす等を有し、継続的に執務するとみなされている場合は、それぞれの階の人員に算入すること。

オ 階単位に収容人員を算定する場合、従業者が使用する社員食堂等は、当該部分を3㎡で除して得た数の従業者があるものとして算定すること。ただし、その数と当該階で執務する従業者の数を合計した数が全従業者の数よりも大きい場合、当該階における従業者の数は、全従業者の数とする。

(2) 収容人員を算定するにあつての床面積の取扱いは、次によること。

ア 単位面積当たりで除した際に生じる小数点以下の数は切り捨てるものであること。

イ 廊下、階段及び便所は、原則として収容人員算定の床面積に含めないものであること。

ウ 床面積は概念上建築物に限るものとされているが、建築物以外の工作物にあつても通念上必要と認められる場合は準用すること。

(3) 規則第1条の3第1項の表中の用語等の運用は、次によること。

ア 「客席の部分」とは、観客等が観覧等の目的で占める観覧席等の用に供する部分をいうこと。また、当該部分の通路の部分については、収容人員算定の対象からは除かれること。

イ 「固定式のいす席」とは、個々のいすが一定の位置に固定される構造のものをいい、ロビー等に置かれるソファ等常時同一場所に置かれ、かつ、容易に移動することができないものを含むこと。

ウ 「その他の部分」とは、固定式のいす席又は立見席を設ける部分以外の客席の部分の意味で、非固定式（移動式）のいす席を設ける部分、大入場（追入場）を設ける部分や寄席の和風さじき等をいう（令別表第1(4)項を除く。）。

エ 長いいす席の正面幅を0.4m又は0.5mで除す場合は、1つ1つの長いいすについて除算し、そのつど端数の切り捨てを行うものとし、正面幅の合計について一括してその除算を行うものではないこと。

オ 旅館、ホテル等内の集会、飲食又は休憩の用に供する部分のように、利用者が宿泊者、従業員等別に算定した者に限られる部分は、当該部分の収容人員は算定しないことができる。ただし、避難器具又は地階及び無窓階の収容人員により設置が義務付けられる非常警報設備の設置義務の適用にあつては、当該部分を他の階の者が利用する場合に限り、当該部分の収容人員を算定するものとする。

### 2 防火対象物の区分ごとの取扱い

(1) 令別表第1(1)項に掲げる防火対象物

ア 「立見席を設ける部分」とは、いすを置かず、観客が立って観覧する部分をいうものとし、いす席の縦（横）通路の延長部分、非常口その他の出入口の扉が回転する部分は含まれないこと。

イ 立見席を設ける部分の床面積を0.2㎡で除する場合の「客席の部分ごとに」については、立見席を設ける部分が2以上ある場合は、それぞれの部分ごとに除算し、その商を合算することとし、この合算数値において端数が生じた場合は切り捨てること。

(2) 令別表第1(2)項及び(3)項に掲げる防火対象物

ア 遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数については、次によること。

(ア) ボウリング場は、レーンに附属する固定式のいす席の数とする。

(イ) ビリヤードは、1台につき2人とする。

(ウ) 麻雀は、1台につき4人とする。

(エ) カラオケルームは、カラオケマイクの数と固定いす席の数を合算する。

(オ) ルーレット等ゲーム人員に制限のないものについては、台等の寄り付き部分の0.5mにつき1人として算定する。なお、遊技人員が明確に限定できるものについては、その数とする。

イ 芸者、コンパニオン等で派遣の形態がとられているものについては、従業員として取り扱うものでないこと。

(3) 令別表第1(4)項に掲げる防火対象物

ア 外商関係者は、長期的に見て、その勤務時間の過半を当該防火対象物における勤務にあてる場合は、従業員として取り扱うこと。

イ 「主として従業員以外の者の使用に供する部分」とは、物品の販売の用に供する部分又は客の利便に供する部分（便所等を除く。）をいい、売場内の商品陳列ケースの部分及び通路部分を含むものとするが、事務室、従業員のロッカー室、商品置場等は含まれないこと。

(4) 令別表第1(5)項に掲げる防火対象物

ア ダブルベッド又は2段ベッドについては、ベッドの数を2として算定すること。

イ 「簡易宿所」とは、ユースホステル、山小屋又は簡易宿泊所の類をいうものであること。

ウ 「主として団体客を宿泊させるもの」とは、その構造及び利用の実態から見て団体客を宿泊されることが過半に及ぶもの又は通常宿泊者1人当たりの床面積がおおむね3㎡程度の使用実態になるものをいう。

エ 一の宿泊室に和室部分と洋室部分が併存するものについては、それぞれの部分について算定された収容人員を合算すること。ただし、スイートルーム等これらの部分が同時に宿泊利用されることのないことが明らかかなものは、この限りでない。

オ 和式の場合の宿泊室の面積には、押入れ、床の間、便所等は含まれないものとし、畳の部分に限定されること。

カ 収容人員の算定は、宿泊室ごとに行うものとし、簡易宿所等で各室が3㎡未満である場合には各室1名として算定すること。

キ 共同住宅において、1住戸につき、ワンルームタイプ（1LDKを含む。）にあつては2人、ファミリータイプにあつては3.5人とし、合計時の小数点は切り上げるものとして取り扱うこと。ただし、賃貸契約等により、一の住居における居住者の数があらかじめ定められている場合は、当該居住者の数とすることができる。

なお、いずれの場合においても、竣工後は実態に即して見直しを行うこと。

(5) 令別表第1(6)項に掲げる防火対象物

ア 「病室」とは、患者を入所する部屋をいい、治療室及び手術室は含まれないものであること。

イ 「病床」とは、入所患者の寝床をいい、その数は、洋式の場合はベッドの数に対応する数とし、和式の場合は、通常の使用状態による収容患者数に対応する数であること。

ウ 患者又は見舞い客等が利用する食堂がある場合は、待合室の例により算定すること。

エ 婦人科病院の場合にあつては、未熟児を収容する保育箱及び乳幼児のベッドも病床の数に含まれること。

オ 予約診療制度を実施している診療所等についても本項の防火対象物として同様に算定すること。

(6) 令別表第1(7)項に掲げる防火対象物

階単位に収容人員を算定する場合は、次によること。

ア 一般教室については、教職員の数と児童、生徒又は学生の数とを合算して算定すること。

イ 特別教室等については、その室の最大収容人員とすること。

ウ 一般教室と特別教室等が同一階に存する場合、それぞれの数を合算すること。

エ 講堂等については、最大収容人員とすること。ただし、講堂等と一般教室、特別教室等とが同一階に存する場合、講堂等の最大収容人員と講堂以外の収容人員のいずれか大きい方を当該階の収容人員とすること。

(7) 令別表第1(9)項に掲げる防火対象物

ア 「浴場」とは、浴槽及び洗い場の部分をいい、火焚場及びボイラーマンの居室は含まれないこととし、蒸気浴場、熱気浴場その他これに類するもの場合は、その浴場をいうこと。

イ 蒸気浴場、熱気浴場等の特殊浴場に従属するトレーニング室等のサービス室は、休憩の用に供する部分として算定すること。

(8) 令別表第1(10)項に掲げる防火対象物

車両の駐車場の従業者には、駐車場の勤務者のほかに従属的な業務に従事するものとして食堂、売店等の従業者を含めること。

## 第7 届出の添付図書等

### 1 消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置等計画届出

条例第78条の規定に基づく消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置（変更）の計画を届け出る場合は、原則として次によること。

#### (1) 届出日

届出は、当該建築工事に着手する前までに届け出ること。ただし、建築確認申請を伴う場合には、申請の提出に合わせて提出するよう指導すること。

#### (2) 届出単位

一敷地を届出単位として行うものとする。

#### (3) 縮尺等

添付図書は、折り上りでA4サイズとし、図面の縮尺は100分の1とする。ただし、縮尺については、100分の1以外のものでも計画内容が明確に判断できる場合は、これによらないことができる。

#### (4) 添付図書及び記載要領等

ア 建築確認申請を伴う場合は次に掲げるものとする。

(ア) 建築確認申請図書と同じ内容のもの（構造計算関係を除く。）

(イ) 法令、条例にもとづき設置が必要となる消防用設備等の種類に応じて第7-1表、第7-2表に記載されるもの（(ア)に重複するものを除く。）

(ウ) 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の種類に応じて第7-1表に記載されているもの（(ア)に重複するものを除く。）

(エ) 特殊消防用設備等に応じて日本消防検定協会又は法第21条の48第2項に規定する登録検定機関が行う当該特殊消防用設備等の性能評価に関する基本方針が記載されているもの

イ 前ア以外の場合は、次の(ア)及び(イ)とすること。

(ア) 付近見取図、配置図、仕上表、各階平面図、2面以上の立面図及び断面図

(イ) 前ア(イ)から(エ)までによること。

### 2 工事着工の届出

法第17条の14の規定に基づく工事整備対象設備等の工事着工の届出は、原則として次によること。

#### (1) 届出日

工事に着手しようとする日は、次によるものであること。ただし、この日に最終的に添付図書が確定していない場合、その時点における一応の添付図書を提出することとし、確定した段階で差替えを行うこと。

ア 屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備については、各設備の配管（各種ヘッド、ノズル等を直接取り付ける配管を除く。）の取付工事又はポンプの据付工事をしようとする日

イ 自動火災報知設備又はガス漏れ火災警報設備については受信機を（当該工事に受信機を含まないときは、感知器又は検知器）、火災通報装置については装置を設置しようとする日

ウ 避難器具については、取付金具の設置工事をしようとする日

エ 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等については、次によるものであること

(ア) パッケージ型消火設備

パッケージ型消火設備の格納箱の取付工事をしようとする日

(イ) パッケージ型自動消火設備

パッケージ型自動消火設備の放出導管（放出口を直接取り付ける放出導管を除く。）の接続工事をしようとする日

- (ウ) 共同住宅用スプリンクラー設備  
アのスプリンクラー設備に係る工事に準じた日
- (エ) 特定駐車場用泡消火設備  
アの泡消火設備に係る工事に準じた日
- (オ) 共同住宅用自動火災報知設備  
イの自動火災報知設備に係る工事に準じた日
- (カ) 住戸用自動火災報知設備  
イの自動火災報知設備に係る工事に準じた日
- (キ) 特定小規模施設用自動火災報知設備  
イの自動火災報知設備に係る工事に準じた日
- (ク) 複合型居住施設用自動火災報知設備  
イの自動火災報知設備に係る工事に準じた日

オ 特殊消防用設備等については、アからウまでの消防用設備等に準じた日

## (2) 届出単位

防火対象物ごと又は消火設備、警報設備、避難設備、必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等、特殊消防用設備等ごとに一括して届け出るものとする。ただし、工事着手の日が著しく異なる場合等にあつては、この限りでない。

## (3) 縮尺等

前1(3)によること。

## (4) 添付図書及び記載要領等

規則第33条の18の規定により、工事整備対象設備等の種類に応じて、第7-1表によることを原則とするほか、次によること。

ア 消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置等計画届出により、消防機関へ提出した計画内容に変更がない図書については、省略することができるものとする。

イ 次に掲げるものについては、一の届出書に代表して添付することにより、個々の届出書への添付は省略することができるものとする。

- (ア) 付近見取図
- (イ) 意匠図（建築平面図、断面図、立面図等）
- (ウ) 関係設備共通の非常電源関係図書
- (エ) 防火対象物の概要表

ウ 部分的な改修等の場合にあつては、当該改修等の内容が把握できる範囲の図書で足りること。

## 3 消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置の届出及び防火対象物の使用開始の届出

法第17条の3の2の規定に基づく消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置の届出及び条例第73条の規定に基づく防火対象物の使用開始届出については、原則として次によること。

### (1) 届出日

ア 規則第31条の3第1項の「消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置に係る工事が完了した場合」とは、消防用設備等試験結果報告書又は特殊消防用設備等試験結果報告書の作成が終了したときとする。この場合、消防用設備等の試験基準（「消防用設備等の試験基準の全部改正について」（平成14年9月30日消防予第282号）又は規則第31条の3の2に規定する設備等設置維持計画の試験方法に基づく自主検査が履行され、不備事項等については是正されているものとする。

イ 防火対象物の使用開始届出

条例第73条第1項の「使用開始日」とは、防火対象物の主たる用途として使用開始されるための構造設備等が整った日とする。

(2) 届出単位

防火対象物ごとを一括して届け出るものとする。

(3) 縮尺等

前1(3)による。

(4) 添付図書及び記載要領等

前1(4)及び第7-1表を準用するほか、表7-2表による。ただし、前1の届出に添付された図書と同様のものとなる場合は、これを省略することができるものとする。

4 火を使用する設備等の設置の届出との関係

前1から3までにかかわらず、条例第74条の規定に基づく火を使用する設備等の届出に添付した図書と同一となるものは、省略することができるものとする。

5 消防用設備等に係る軽微な工事に関する運用

消防用設備等の着工届、設置届、消防検査等については、消防用設備等を新たに設置する場合及び既存の消防用設備等の増設、改造等を行う場合を対象としているが、当該消防用設備等に係る工事の区分、内容等に応じ、次のとおり運用することとする。

(1) 消防用設備等の着工届について

法第17条の14の規定に基づく消防用設備等の着工届は第7-3表1から5までに掲げる消防用設備等に係る工事について要するものであること。ただし、第7-3表2から4までに掲げる消防用設備等に係る工事のうち第7-4表に掲げる軽微な工事に該当するものにあつては、次により取り扱うことで、着工届を省略することができるものとする（軽微な工事又は第7-3表6に掲げる「補修」以外の工事を同時に行う場合を除く。）。

ア 令第36条の2第1項に掲げる消防用設備等に係る工事については、着工届の有無にかかわらず、当該消防用設備等に係る甲種消防設備士が行うこと。

イ 甲種消防設備士は、軽微な工事を実施した場合においても、当該工事の内容を記録するとともに、消防用設備等試験結果報告書、当該消防用設備等に関する図書（設計書、仕様書、計算書、系統図、配管・配線図、平面図、立面図、断面図等）及び現場の状況を補足する写真、試験データ等を作成・整備し、防火対象物の関係者に提出すること。

ウ 防火対象物の関係者は、消防用設備等の修理、整備等の経過一覧表等に所要の事項を確実に記録するとともに、規則第31条の4第2項に規定する維持台帳に所要の書類を添付して保存し、査察時等に提示できるようにしておくこと。

(2) 消防用設備等の設置届及び消防検査について

法第17条の3の2の規定に基づく消防用設備等の設置届及び消防検査は、第7-3表1から5までに掲げる消防用設備等に係る工事について要するものであること。ただし、第7-3表2から4までに掲げる消防用設備等に係る工事のうち、第7-4表に掲げる軽微な工事に該当するものにあつては、次により取り扱うことができるものとする。

ア 軽微な工事にあつても、設置届を省略することはできないものであること。

イ 軽微な工事にかかる消防検査については、設置届に添付された消防用設備等試験結果報告書、当該消防用設備等に関する図書等の確認により消防検査を行うこととし、現場確認を省略することができるものとする（当該軽微な工事又は第7-3表6に掲げる「補修」以外の工事を同時に行う場合を除く。）。



ウ 軽微な工事に係る事項については、査察等の機会をとらえ、維持台帳に編冊された経過一覧表及び試験結果報告書の内容並びに現場の状況を確認し、消防用設備等が適性に設置・維持されていることを確認すること。

(3) 運用上の留意事項について

前(1)及び(2)により運用をするにあたっては、次の事項に留意するものとする。

ア 消防用設備等の「撤去」については、着工届及び設置届を要しないものであるが、防火対象物の関係者から事前に情報提供を求めること等により、その実態を把握することが望ましいこと。

イ 消防用設備等に係る軽微な工事については、次によること。

(ア) 消防用設備等に係る軽微な工事については、甲種消防設備士により適切な工事が行われていることを前提に着工届及び消防検査の簡素化を図ったものであること。したがって、法第17条の5の規定による消防設備士の業務独占に係る工事以外の工事については、今回の運用の対象外であること。

(イ) 消防用設備等に係る軽微な工事の範囲については、第7-4表に掲げるとおりであるが、これらに該当するか否か判断が難しいものにあつては、甲種消防設備士に対して、事前に相談、協議するよう指導すること。

(ウ) 一の消防用設備等について、第7-4表に掲げる軽微な工事を反復して行う場合にあつても、1回の工事が軽微な工事の範囲内であれば、着工届を省略できるものとして取り扱ってよいこと。

なお、短期間に反復して行われる場合にあつては、その理由、工事工程等を確認しておくこと。

(エ) 自動火災報知設備の感知器10個の移設（軽微な工事に該当）と受信機の改造（軽微な工事に非該当）を同時に行う場合、当該自動火災報知設備について、着工届の省略を認められないこと。

(オ) 屋内消火栓箱2基の増設（軽微な工事に該当）と自動火災報知設備の感知器15個の増設（軽微な工事に非該当）を同時に行う場合、屋内消火栓設備については、着工届の省略を認めてよいこと。

(カ) 軽微な工事に係る着工届が提出された場合、これを受理すること。

(キ) 軽微な工事にかかる消防検査については、消防用設備等試験結果報告書、当該消防用設備等に関する図書等の確認により行うこととされているが、これらの書類のみでは基準適合性の確認を十分行うことができない場合にあつては、現場確認を行うこととしてよいこと。

(ク) 軽微な工事に係る消防検査について、消防用設備等試験結果報告書、当該消防用設備等に関する図書等の確認により行った場合にあつても、消防用設備等が当該技術基準に適合していると認められる場合にあつては、規則第31条の3第3項の規定に基づき消防用設備等検査済証を交付することができること。

ウ 条例第73条第3項に基づく届出及び検査についても、「消防用設備等に係る届出等に関する運用について」（平成9年12月5日消防予第192号）を準用し、省略することができるものとする。ただし、消防用設備等に係る軽微な工事以外の防火に関する規定について、現場確認の必要な場合には、省略を認められないこと。

第7-1表

<p>消 火 設 備</p>	<p>屋内消火栓設備、スプリンクラー設備（ドレンチャー設備を含む）、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備、連結散水設備、連結送水管、パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備、共同住宅用スプリンクラー設備、特定駐車場用泡消火設備、共同住宅用連結送水管</p> <p>(a) 付近見取図 防火対象物又は製造所等の所在地付近の略図</p> <p>(b) 防火対象物又は製造所等の概要表（別記様式第1）</p> <p>(c) 消火設備の概要表（別記様式第2、第3、第4、第10又は第11）</p> <p>(d) 平面図 消火設備の設置に係わる階の防火区画、各部屋の用途等を明記したものと及び消火設備の機器等の配置、配管状況等を明記したもの</p> <p>(e) 断面図 消火設備の設置に係わる階の断面を明記したもの</p> <p>(f) 配管系統図 消火設備の構成、配管の経路、口径等を系統的に明記したもの</p> <p>(g) 配線系統図及び展開図 配線の種類等、電源系統及び配線系統並びに作動順序を示す接続関係を明記したもの</p> <p>(h) 計算書 次に掲げる事項を明記したもの なお、算出に用いる各種係数の根拠を明記すること。 * 所要の水量又は消火薬剤量等の算出方法 * 加圧送水装置、加圧ガス容器等の容量の算出方法 * 配管、継手、弁類等の摩擦の損失の計算を含む所要揚程等の算出方法 * 電動機等の所要容量の算出方法 * 非常電源の容量の算出方法</p> <p>(i) 使用機器図 加圧送水装置、ノズル、弁、警報装置等に使用されている機器及び非常電源に係る機器の詳細を、明記したもの</p> <p>(j) 操作盤又は総合操作盤の概要表（別記様式第9）及び関係図書</p>
<p>警 報 設 備</p>	<p>自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、漏電火災警報器、消防機関へ通報する火災報知設備、非常警報設備、共同住宅用自動火災報知設備、住戸用自動火災報知設備、特定小規模施設用自動火災報知設備、複合型居住施設用自動火災報知設備、共同住宅用非常警報設備</p> <p>(a) 付近見取図 防火対象物又は製造所等の所在地付近の略図</p> <p>(b) 防火対象物又は製造所等の概要表（別記様式第1）</p> <p>(c) 自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備又はガス漏れ火災警報設備の概要表（別記様式第5、第6又は第7）</p> <p>(d) 消防機関へ通報する火災報知設備のうち、火災通報装置については、取扱い通知（H13. 3. 29消指導第232号）中別記第1号様式「火災通報試験票」</p> <p>(e) 平面図 警報設備に係る防火区画、各部屋の用途等を明記したものと及び警報設備の機器等の配置、配線状況等を明記したもの</p> <p>(f) 断面図 警報設備の設置に係る階の断面を明記したもの</p> <p>(g) 配線図 電線管口径、配線本数、電線路の立ち上がり、警戒区域等を明記したもの</p> <p>(h) 操作盤又は総合操作盤の概要表（別記様式第9）及び関係図書</p>
<p>避 難 設 備</p>	<p>避難器具、誘導灯</p> <p>(a) 付近見取図 防火対象物等の所在地付近の略図のほか、避難器具を設置する場所付近に器具の使用又は、設置に障害とする恐れが有るかどうか判断できるもの</p> <p>(b) 平面図 設置位置、種類のほか、誘導灯の場合には、大きさ（A級、B級、C級）等を明記したもの</p> <p>(c) 概要表（避難器具） 避難器具には、別記様式第8号に、設置に係る階の防火区画、階段及び各階ごとの用途等を明記したものを添付</p> <p>(d) 立面図（避難器具） 避難器具には、設置に係る部分の立面を明記したもの</p> <p>(e) 配線系統図（誘導灯） 誘導灯には、分電盤からの配線方法、使用電線及び工事方法等を明記した配線系統図</p> <p>(f) 仕様書（誘導灯） 誘導灯には、姿図、種類、非常電源の内蔵・別置の別その他必要な事項を明記した仕様書</p> <p>(g) 設計図及び計算書（避難器具）</p>

<p>避難器具を取り付けるための開口部の詳細、避難器具の取り付け金具、取り付ける部分の詳細（強度の算出方法を含む。）を明記したもの</p> <p>(h) 非常電源（誘導灯） 別置型の場合、消火設備等欄の非常電源の例によること。</p> <p>(i) 操作盤又は総合操作盤の概要表（別記様式第9）及び関係図書</p>
---

第7-2表

設備の種類	添付書類	記載要領等
消火器 簡易消火用具 非常警報器具 誘導標識	1 案内図 2 平面図 3 仕様書	「平面図」には、当該器具等の設置位置を明記すること。 「仕様書」には、当該器具等の概要、機能、構造等を明記すること。
動力消防ポンプ 消防用水	1 案内図 2 配置図 3 仕様書 4 配管 5 計算書 6 使用機器図	第7-1表の消火設備の例によること。
排煙設備 加圧防排煙設備	1 仕様書 2 計算書 3 案内図 4 平面図 5 風道系統図 6 配線図 7 非常電源	「仕様書」には、設備の概要及び使用器材の機能、構造等を明記すること。 「平面図」には、防煙区画、排煙口及び手動起動装置の位置を明記すること。 「風道系統図」には、階別の平面系統及び立面系統を明記すること。ただし、平面系統については平面図に明記することができる。 「非常電源」は、消火設備欄の非常電源の例によること。
非常コンセント設備 共同住宅用非常コンセント設備	1 案内図 2 平面図 3 立面図 4 配線系統図 5 仕様書 6 非常電源	「平面図」及び「立面図」には、非常コンセント等の設置位置、立面図、箱内器具の配置状況等を明記すること。 「配線系統図」には、次の内容を明記すること。 (1) 常用電源及び非常電源の配線 (2) 開閉器等の位置、種類、容量等 「仕様書」には、非常コンセントの種類、容量及び非常コンセント箱の構造、材質等を明記すること。 「非常電源」については、消火設備欄の非常電源の例によること。
無線通信補助設備	1 案内図 2 配線図 3 平面図 4 使用機器図	「案内図」には、防火対象物の所在地並びに目標となる道路及び防火対象物の入口等を明記すること。 「配線図」は、電源系統図、設備系統図、設備平面図の順とすること。 「設備系統図」には、配線の立上り、引下げ及び機器の配置状況等について階別、系統別に明記し、各機器（構成部品）における損失、利得及びびく射レベルを併記すること。 「設備平面図」には、設備系統を構成する機器、配線等を平面的に明記すること。 「平面図」は、設備平面図と兼ねることができるものであること。 「使用機器図」には、保護箱、混合器、分配器、空中線等の各機器の姿図、展開図仕様等を明記すること。

第7-3表 消防用設備等又は特殊消防用設備等に係る工事の区分

<p>1 新設 防火対象物(新築のものを含む。)に従前設けられていない消防用設備等又は特殊消防用設備等を新たに設けることをいう。</p>	
<p>2 増設 防火対象物に設置されている消防用設備等又は特殊消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を付加することをいう。</p>	<p>工 事 に 該 当</p>
<p>3 移設 防火対象物に設置されている消防用設備等又は特殊消防用設備等について、その構成機器・装置等の全部又は一部の設置位置を変えることをいう。</p>	
<p>4 取替え 防火対象物に設置されている消防用設備等又は特殊消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を既設のものと同等の種類、機能・性能等を有するものに交換することをいう。</p>	
<p>5 改造 防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を付加若しくは交換し、又は取り外して消防用設備等の構成、機能・性能等を変えることをいい、「取替え」に該当するものを除く。</p>	
<p>6 補修 防火対象物に設置されている消防用設備等又は特殊消防用設備等について、変形、損傷、故障箇所などを元の状態又はこれと同等の構成、機能・性能等を有する状態に修復することをいう。</p>	
<p>7 撤去 防火対象物に設置されている消防用設備等又は特殊消防用設備等について、その全部を当該防火対象物から取り外すことをいう。</p>	

第7-4表 軽微な工事の範囲

消防用設備等の種類	増 設	移 設	取 替 え
屋内消火栓設備 屋外消火栓設備	①消火栓箱 → 2基以下で既設と同種類のものに限る。 → 加圧送水装置等の性能（吐水量、揚程）、配管サイズ及び警戒範囲に影響を及ぼさないものに限る。	①消火栓箱 → 同一の警戒範囲内での移設	加圧送水装置を除く構成部品
スプリンクラー設備	①ヘッド → 5個以下で、既設と同種類のもので、かつ、散水障害がない場合に限る。 → 加圧送水装置等の性能（吐水量、揚程）、配管サイズに影響を及ぼさないものに限る。 ②補助散水栓箱 → 2個以下で既設と同種類のものに限る。	①ヘッド → 5個以下で防護範囲が変わらない場合に限る。 ②補助散水栓箱 → 同一警戒範囲内での移設	加圧送水装置、減圧弁、圧力調整弁、一斉開放弁を除く構成部品
水噴霧消火設備	①ヘッド → 既設と同種類のもの → 1の選択弁において5個以内 → 加圧送水装置の性能（吐水量、揚程）、配管サイズに影響を及ぼさないものに限る。	①ヘッド → 1の選択弁において2個以内 ②手動起動装置 → 同一放射区画内で、かつ、操作性に影響のない場合に限る。	加圧送水装置、減圧弁、圧力調整弁、一斉開放弁を除く構成部品
泡消火設備	①ヘッド → 既設と同種類のもの → 1の選択弁において5個以内 → 加圧送水装置の性能（吐水量、揚程）、配管サイズ、泡混合装置、泡消火剤貯蔵量等の能力に影響を及ぼさないものに限る。	①ヘッド → 1の選択弁において5個以下で警戒区域の変更のない範囲 ②手動起動装置 → 同一放射区画内で、かつ、操作性に影響のない場合に限る。	加圧送水装置（制御盤を含む。）、泡消火剤混合装置、減圧弁、圧力調整弁を除く構成部品
不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	①ヘッド・配管（選択弁の二次側に限る。） → 既設と同種類のもの → 5個以下で薬剤量、放射濃度、配管のサイズ等に影響を及ぼさないものに限る。 ②ノズル → 既設と同種類のもの → 5個以下で薬剤量、放射濃度、配管のサイズ等に影響を及ぼさないものに限る。 ③移動式の消火設備 → 既設と同種類のもの → 同一室内に限る。 ④制御盤、操作盤等の電気機器、起動用ガス容器、操作管、手動起動装置、火災感知器、放出表示灯、スピーカー、ダンパー閉鎖装置、ダンパー復旧装置 → 既設と同種類のもの → 同一室内で、かつ、電源容量に影響を及ぼさないものに限る。	①ヘッド・配管（選択弁の二次側に限る。） → 5個以下で放射区域の変更のない範囲 ②ノズル → 5個以下で放射区域の変更のない範囲 ③移動式の消火設備 → 同一室内に限る。 ④制御盤、操作盤等の電気機器、起動用ガス容器、操作管、手動起動装置、火災感知器、放出表示灯、スピーカー、ダンパー閉鎖装置、ダンパー復旧装置 → 同一室内で、かつ、電源容量に影響を及ぼさないものに限る。	すべての構成部品 → 放射区画に変更のないものに限る。
自動火災報知設備	①感知器 → 既設と同種類のもの → 10個以下 ②発信機、ベル、表示灯 → 既設と同種類のもの → 同一警戒区域内に限る。	①感知器 → 10個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。 ②発信機、ベル、表示灯 → 同一警戒区域内に限る。	①感知器 → 10個以下 ②受信機、中継器 → 7回線を超えるものを除く。 ③発信機、ベル、表示灯
ガス漏れ火災警報設備	①検知器 → 既設と同種類のもの → 5個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。	①検知器 → 5個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。	受信機を除く。
避難器具（金属製避難はしご（固定式のものに限る。）、救助袋、緩降機）	該当なし	①本体・取付金具 → 同一階に限る。 → 設置時と同じ施工方法に限る。	①標識 ②本体・取付金具 → 設置時と同じ施工方法に限る。

別記様式第1号

防火対象物・製造所等の概要表

建 築 物 の 概 要								
名 称			所 在 地					
用 途			階数 (階層)	地上	階	階	塔屋	階
主要構造部	耐火構造・準耐火構造・その他 ( )				延べ面積	㎡		
階 別	床面積 (㎡)	用途又は室名	構 造	内装仕上げ		特記事項		
				天 井	壁			
そ の 他								

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 2 消防用設備等の設置に係る階について、各階ごとに記入する。

屋内消火栓設備・屋外消火栓設備 } の概要表  
 水噴霧消火設備・泡消火設備

水源	専用・兼用	種別	地下ピット・床置き・その他( )		有効水量(当該設備用)	m <sup>3</sup>		
加圧送水装置	ポンプ方式	ポンプ, 電動機	専用・兼用	口径 × 吐出量 × 全揚程 × 出力				
		電圧	V	(φ) × (ℓ/min) × (m) × (kW)				
		呼水装置	有・無	有効容量	ℓ	減水警報の標示場所		
	起動用圧力タンク	有・無	容量	ℓ	ポンプの設置場所			
高架水槽方式	有効落差	m	圧力タンク方式	加圧圧力	MPa	内容積	m <sup>3</sup>	
屋内消火栓	1号	個	2号	個	易操作性1号	個	合計	個
屋外消火栓	個	ホース	長さ	m	本	表示灯	専用・兼用	
噴霧ヘッド	標準放射量	ℓ/min・標準放射圧力		MPa・放射角度		°		
泡放出口	フォームヘッド	個・フォームウォータースプリンクラーヘッド					個	
	高発泡用泡放出口	個・泡ノズル					個・その他( )	
泡消火設備の方式	固定式(全域・局所)・移動式	高発泡・低発泡	一斉開放弁	A				個
泡消火薬剤	種別	たん白泡・合成界面活性剤・水成膜泡		貯蔵量	ℓ	希釈容量濃度	%	
	混合方式	差圧混合方式・管路混合方式・圧力入混合方式・ポンプ混合方式・その他( )						
放水(出射)区域	区域数	最大放水(出・射)面積	m <sup>2</sup>	放水(出・射)	ℓ/min	最大放出体積	m <sup>3</sup>	
	区域	最小放水(出・射)面積	m <sup>2</sup>	放水(出・射)	ℓ/min	最大放出体積	m <sup>3</sup>	
起動装置	ポンプ起動方式	自火報発信機・専用スイッチ・起動用水圧開閉装置・流水検知装置・その他( )						
	起動感知方式	スプリンクラーヘッド・感知器・その他( )				手動式開放弁		
自動警報装置	流水検知装置	A	個	圧力検知装置	個	その他		
配管	立上がり管口径	A	材質	専用・兼用( )				設備)
	止水弁	逆止弁		その他( )				
ブースタンク	ポンプ, 電動機	口径 × 吐出量 × 全揚程 × 出力				補助水槽		
		φ ×	ℓ/min ×	m ×	kW	m <sup>3</sup>		
		φ ×	ℓ/min ×	m ×	kW	m <sup>3</sup>		
電源	常用電源	単相・三相 AC	V	電灯回路・動力回路				
		DC	V	AH	充電方式	トリクル・浮動	使用別	専用・共用
	非常電源	自家発電設備	単相・三相 AC	DC	V	KVA	使用別	専用・共用
		蓄電池設備	DC	V	AH	充電方式	トリクル・浮動	使用別
非常電源専用受電設備		単相・三相 AC V						
配線	常用電源回路	露出ケーブル・電線管露出・電線管理設・その他( )						
	非常電源回路	耐火電線・電線管露出・電線管理設・その他( )						
	警報回路	耐火電線・電線管露出・電線管理設・その他( )						
	その他の回路	I V電線・露出ケーブル・電線管露出・電線管理設・その他( )						
その他								

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 2 選択肢の併記してある欄には、該当事項を○印で囲むこと。

スプリンクラー設備の概要表

水源	専用・兼用	種別	地下ピット・床置き・その他 ( )		有効水量(当該設備用)	m <sup>3</sup>		
加圧送水装置	ポンプ方式	ポンプ, 電動機	専用・兼用	口径 × 吐出量 × 全揚程 × 出力				
		電圧	V	(φ) × (L/min) × (m) × (kW)				
	呼水装置	有・無	有効容量	L	減水警報の表示場所			
	起動用圧力タンク	有・無	容量	L	ポンプの設置場所			
高架水槽方式	有効落差	m	圧力タンク方式	加圧圧力	MPa	内容積	m <sup>3</sup>	
スプリンクラーヘッド等	閉鎖型 (高感度)	(温度 °C 個)・(温度 °C 個)	減圧弁					
	閉鎖型 (標準型)	(温度 °C 個)・(温度 °C 個)						
	小区画型	(温度 °C 個)・(温度 °C 個)						
	側壁型	(温度 °C 個)・(温度 °C 個)						
開放型ヘッド	個・補助散水栓					有・無		
設備の方式	湿式・乾式・予作動式	自動警報装置	流水検知装置	A	個	圧力検知装置	個	
ポンプ起動方式	起動用水圧開閉装置・流水検知装置・その他 ( )					送水口 (双口型)	個	
起動感知方式	スプリンクラーヘッド・感知器・その他 ( )				手動式開放弁			
一斉開放弁	A 個		電動弁等	A 個				
配管	管	立上がり管口径	A	材質	専用・兼用 ( 設備)			
	弁類	止水弁	逆止弁		その他 ( )			
放水型ヘッド	固定式 ( 個)・可動式 ( 個)		一斉開放弁	A 個				
加圧送水装置	放水型ヘッド用ポンプ	ポンプ, 電動機	専用・兼用	口径 × 吐出量 × 全揚程 × 出力				
		電圧	V	φ × L/min × m × kW				
	呼水装置	有・無	有効容量	L	減水警報の表示場所			
	起動用圧力タンク	有・無	容量	L	ポンプ設置場所			
起動感知方式	感知器・走査型の感知器・その他 ( )							
配管	管	立上がり管口径	A	材質	専用・兼用 ( 設備)			
	弁類	止水弁	逆止弁		その他 ( )			
ブーストポンプ	ポンプ, 電動機	口径 × 吐出量 × 全揚程 × 出力				補助水槽		
		φ × L/min × m × kW	m <sup>3</sup>					
	ポンプ, 電動機	φ × L/min × m × kW				m <sup>3</sup>		
		φ × L/min × m × kW				m <sup>3</sup>		
電源	常用電源	単相・三相 AC V		電灯回路・動力回路				
		DC V	AH	充電方式	トリクル・浮動	使用別	専用・共用	
	非常電源	自家発電設備 単相・三相 AC・DC V		KVA	使用別	専用・共用		
		蓄電池設備	DC V	AH	充電方式	トリクル・浮動	使用別	専用・共用
非常電源専用受電設備		単相・三相 AC V						
配線	常用電源回路	露出ケーブル・電線管露出・電線管理設・その他 ( )						
	非常電源回路	耐火電線・電線管露出・電線管理設・その他 ( )						
	警報回路	耐熱電線・電線管露出・電線管理設・その他 ( )						
	その他の回路	IV電線・露出ケーブル・電線管露出・電線管理設・その他 ( )						
その他								

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 2 選択肢の併記してある欄には、該当事項を○印で囲むこと。



不活性ガス消火設備・ハロゲン化物消火設備 } の概要表  
 粉末消火設備

放出方式	全域放出方式・局所放出方式・移動式		制御盤設置位置						
貯蔵容器等	蓄圧（高圧式・低圧式・その他（ ））・加圧								
起動方式	手動電気式・手動ガス式・自動式								
音響警報	音声・サイレン・音声+サイレン・ブザー・その他（ ）								
放出表示灯	設置個数	箇所	回転灯等	設置個数	箇所				
				赤色表示灯	専用・兼用				
消火薬剤	種別			設置場所					
	容器別数量	kg×容器本数	本	=総数量 kg					
	kg×容器本数	本							
加圧用ガス	窒素ガス・二酸化炭素	数量	m <sup>3</sup> ・l・kg	容器本数	本				
配管	管								
	弁類	選択弁・放出弁・減圧弁・閉止弁・その他（ ）							
放出区域	区域数	最大	放出面積 m <sup>2</sup>	放出率 kg/S	放出体積 m <sup>3</sup>				
	区域	最小	放出面積 m <sup>2</sup>	放出率 kg/S	放出体積 m <sup>3</sup>				
移動式消火設備の数	箇所								
電源	常用電源	単相・三相 AC V 電灯回路・動力回路							
		DC V AH	充電方式	トリクル・浮動	使用別 専用・共用				
源	非常電源	自家発電設備 単相・三相 AC・DC V kVA 使用別 専用・共用							
		蓄電池設備 DC V AH	充電方式	トリクル・浮動	使用別 専用・共用				
配線	常用電源回路	露出ケーブル・電線管露出・電線管理設・その他（ ）							
	非常電源回路	耐火電線・電線管露出・電線管理設・その他（ ）							
	警報回路	耐熱電線・電線管露出・電線管理設・その他（ ）							
	その他の回路	I V電線・露出ケーブル・電線管露出・電線管理設・その他（ ）							
	放出区域名	階	面積	体積	換気口	換気装置	排出措置	消火薬剤量	ヘッド数
1			m <sup>2</sup>	m <sup>3</sup>	有(閉)・無	有(停)・無	機械・自然	kg	個
2			m <sup>2</sup>	m <sup>3</sup>	有(閉)・無	有(停)・無	機械・自然	kg	個
3			m <sup>2</sup>	m <sup>3</sup>	有(閉)・無	有(停)・無	機械・自然	kg	個
4			m <sup>2</sup>	m <sup>3</sup>	有(閉)・無	有(停)・無	機械・自然	kg	個
5			m <sup>2</sup>	m <sup>3</sup>	有(閉)・無	有(停)・無	機械・自然	kg	個
6			m <sup>2</sup>	m <sup>3</sup>	有(閉)・無	有(停)・無	機械・自然	kg	個
7			m <sup>2</sup>	m <sup>3</sup>	有(閉)・無	有(停)・無	機械・自然	kg	個
その他									

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 2 選択肢の併記してある欄には、該当事項を○印で囲むこと。

自動火災報知設備の概要表

(その1)

感 知 器	機 種		蓄 積	自 動	遠 隔	種 別	個 数
	式 型 ( )						
	型 式 番 号 第	号 製 造 会 社 名					
	式 型 ( )						
	型 式 番 号 第	号 製 造 会 社 名					
	式 型 ( )						
	型 式 番 号 第	号 製 造 会 社 名					
	式 型 ( )						
	型 式 番 号 第	号 製 造 会 社 名					
	式 型 ( )						
	型 式 番 号 第	号 製 造 会 社 名					
	式 型 ( )						
	型 式 番 号 第	号 製 造 会 社 名					
	式 型 ( )						
	型 式 番 号 第	号 製 造 会 社 名					
	式 型 ( )						
	型 式 番 号 第	号 製 造 会 社 名					
	発 信 機	屋内型	型 級	個	型式番号	発第	号
屋外型		型 級	個	型式番号	発第	号	製造会社名
表 示 灯	V 個						
中 継 器	種 別		回 線 数	電 源 供 給 方 式			設 置 台 数
	自動・遠隔・アナログ・その他 (型式番号 中第 号)			専用 (予備電源 V AH)・受信機・その他 ( )			
	自動・遠隔・アナログ・その他 (型式番号 中第 号)			専用 (予備電源 V AH)・受信機・その他 ( )			
	自動・遠隔・アナログ・その他 (型式番号 中第 号)			専用 (予備電源 V AH)・受信機・その他 ( )			
	自動・遠隔・アナログ・その他 (型式番号 中第 号)			専用 (予備電源 V AH)・受信機・その他 ( )			
	自動・遠隔・アナログ・その他 (型式番号 中第 号)			専用 (予備電源 V AH)・受信機・その他 ( )			
	自動・遠隔・アナログ・その他 (型式番号 中第 号)			専用 (予備電源 V AH)・受信機・その他 ( )			
	自動・遠隔・アナログ・その他 (型式番号 中第 号)			専用 (予備電源 V AH)・受信機・その他 ( )			
	自動・遠隔・アナログ・その他 (型式番号 中第 号)			専用 (予備電源 V AH)・受信機・その他 ( )			
	自動・遠隔・アナログ・その他 (型式番号 中第 号)			専用 (予備電源 V AH)・受信機・その他 ( )			
製 造 会 社 名							

受信機	蓄積式・二信号式・アナログ式・自動試験機能付き・遠隔試験機能付き・その他( )										
	P・GP型		級	/	回線	R・GR型	自火報点数	点	その他( )	点数	点
	予備電源(DC		V	AH)	設置場所			階			室
	型式番号		受第	号	製造会社名						
表示器	/		回線	台	自火報点数	点	その他点数	点	予備点数	点	
	/		回線	台	自火報点数	点	その他点数	点	予備点数	点	
電源	常用電源		単相・三相AC V 非常電源専用受電設備回路・電灯回路・動力回路								
	非常電源		非常電源専用受電設備 単相・三相AC V								
音響装置	主音響装置		ベル・サイレン・電子ブザー・音声合成・その他( )								
	(付蔵されているものを除く)		鐘径	mm	定格DC	V	mA	個			
			型式番号( )	号	製造会社名						
	音声切替装置		型式番号( )		号	認定番号( )	号	製造会社名			
配線	常用電源回路		ケーブル露出・電線管露出・電線管理設・その他( )								
	非常電源回路		耐火電線・電線管露出・電線管理設・その他( )								
	警報回路		耐熱電線・電線管露出・電線管理設・その他( )								
	その他回路		I V 電線・ケーブル露出・電線管露出・電線管理設・その他( )								
関連設備		消火設備( )・火災通報装置・誘導灯信号装置									
		常用警報設備・放送設備・その他( )									
工事者区分	電源工事										
	配線工事										
	配線工事										
	配線工事										
	機器の取付け工事										
その他											

- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 選択肢の併記してある欄には、該当事項を○印で囲むこと。
  - 感知器記入欄の( )内は、その機能又は性能を記入すること。
  - 関連設備の消火設備( )内は、その設備等の種類を記入すること。

消防機関へ通報する火災報知設備の概要表

火 災 通 報 装 置	品 名 ・ 型 式		型 式 番 号			
	製 造 会 社 名					
	設 置 場 所		階 室			
	遠 隔 起 動 装 置	設 置 場 所	電 話 機 付	(1)	(2)	(3)
			( 台 )	(4)	(5)	(6)
		場 所	電 話 機 な し	(1)	(2)	(3)
			( 台 )	(4)	(5)	(6)
	選 択 信 号 送 出 方 式		D P 方 式 ( 1 0 P P S 、 2 0 P P S ) ・ P B 方 式			
	自 動 火 災 報 知 設 備 連 動		有 ・ 無			
	常 用 電 源		A C V			
予 備 電 源		D C V A H				
M 型 発 信 機	設 置 場 所		基			
工 事 者 区 分	電 源 工 事					
	配 線 工 事					
	機 器 の 取 付 工 事					
	工 事 担 当 者 ( 電 話 工 事 )		氏 名		資 格	
そ の 他						

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 2 選択肢の併記してある欄には、該当事項を○印で囲むこと。
  - 3 工事者区分欄には、設備会社名等を記入すること。

ガス漏れ火災警報設備の概要表

検知機	検知対象ガス	空気より軽い都市ガス	空気より重い都市ガス	その他のもの		
	個数	個	個	個	個	
中継器	回線	個	電源	専用方法 受信機供給方法 その他の方法	予備電源 V AH	
受信機	区分	型	回線数	/ 回線		
	附属装置	附属回路				
	予備電源	V	AH	設置場所	階	
電源	常用電源	単相・三相 AC V		電灯回路・動力回路		
		DC V AH	充電方法	トリクル・浮動	使用別 専用・共用	
	非常電源	蓄電池設備		充電方法	トリクル・浮動	使用別 専用・共用
		DC V AH	インバーター出力	VA		
自家発電設備		単相・三相 AC V	KVA			
警報装置	音声警報装置	増幅器出力		スピーカー個数	非常用放送設備と兼用	
		定格 W	個		有・無	
	ガス漏れ表示灯	中継器附属のもの			その他のもの	
		個			個	
検知区域警報装置	検知器附属のもの			その他のもの		
	個			個		
配線	常用電源回路	露出ケーブル・電線管露出・電線管理設・その他 ( )				
	非常電源回路	耐火電線・電線管露出・電線管理設・その他 ( )				
	検知器回路警報装置回路	耐火電線・電線管露出・電線管理設・その他 ( )				
	その他の回路	I V電線・露出ケーブル・電線管露出・電線管理設・その他 ( )				
工事者区分	電源及び配線			機器取付		
製造者名	受信機製造会社		型式番号			
	中継器製造会社		型式番号			
	検知機製造会社		型式番号			
その他						

- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 選択肢の併記してある欄には、該当事項を○印で囲むこと。

避難器具の概要表

防 火 対 象 物 の 概 要									
名 称				所 在 地					
用 途				階数 (階層)	地上	階	地下	階	塔屋
主要構造物	耐火構造・準耐火構造・その他 ( )					延べ面積			m <sup>2</sup>
避 難 器 具 の 概 要									
階 別	床面積	用 途	収容人員	無窓該当	階段の数	減 免 数	設 置 数	避難器具の種別 (個数)	
								は( )・袋( )・緩( )	
								は( )・袋( )・緩( )	
								は( )・袋( )・緩( )	
								は( )・袋( )・緩( )	
								は( )・袋( )・緩( )	
								は( )・袋( )・緩( )	
								は( )・袋( )・緩( )	
								は( )・袋( )・緩( )	
								は( )・袋( )・緩( )	
避難器具の種別									
型 式 番 号									
設置場所の状況 (用途, 構造等)									
開口部の大きさ 縦 × 横 (cm)									
腰 高 (cm)									
操作面積 (m <sup>2</sup> )									
固 定 位 置									
固 定 方 法									
固定部材にかかる 設計荷重 (kgf)									
固定部材の許容 応力 (kgf)									
そ の 他									

- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 避難器具の種別 (個数) は、「は」は金属製避難はしご、「袋」は救助袋、「緩」は緩降機を表し、 避難器具の種別の後の ( ) 内にそれぞれの種別ごとの設置個数を記載すること。

操作盤・総合操作盤の概要表

□ 操 作 盤	品 名 ・ 型 式				
	音 響 装 置		<input type="checkbox"/> ベル・ <input type="checkbox"/> ブザー・ <input type="checkbox"/> 音声警報・その他 ( )		
	表 示 方 法		<input type="checkbox"/> CRT・ <input type="checkbox"/> グラフィック・パネル・ <input type="checkbox"/> 窓・その他 ( )		
	製 造 会 社 名				
	監視場所 (副監視) (遠隔監視)		階 室		
	電 源	常 用 電 源	A C V		
		非 常 電 源	<input type="checkbox"/> 非常電源専用受電設備・ <input type="checkbox"/> 非常電源 (自家発電設備)・ <input type="checkbox"/> 蓄電池設備 D C V A H		
	□ 総 合 操 作 盤	消 防 用 設 備 等	<input type="checkbox"/> 屋 内 消 火 栓 設 備	<input type="checkbox"/> スプリンクラー設備	<input type="checkbox"/> 水 噴 霧 消 火 設 備
			<input type="checkbox"/> 泡 消 火 栓 設 備	<input type="checkbox"/> 不 活 性 ガ ス 消 火 設 備	<input type="checkbox"/> ハ ロ ゲ ン 化 物 消 火 設 備
			<input type="checkbox"/> 粉 末 消 火 設 備	<input type="checkbox"/> 屋 外 消 火 栓 設 備	<input type="checkbox"/> 自 動 火 災 報 知 設 備
<input type="checkbox"/> ガ ス 漏 れ 火 災 警 報 設 備			<input type="checkbox"/> 放 送 設 備	<input type="checkbox"/> 誘 導 灯	
<input type="checkbox"/> 排 煙 設 備			<input type="checkbox"/> 連 結 散 水 設 備	<input type="checkbox"/> 連 結 送 水 管	
<input type="checkbox"/> 非 常 コ ン セ ン ト 設 備			<input type="checkbox"/> 無 線 通 信 補 助 設 備		
□ 避 難 設 備 ・ 建 築 設 備 等	避 難 設 備 ・ 建 築 設 備 等	<input type="checkbox"/> 排 煙 設 備	<input type="checkbox"/> 非 常 用 の 照 明 装 置	<input type="checkbox"/> 機 器 換 気	
		<input type="checkbox"/> 空 気 調 和	<input type="checkbox"/> 非 常 用 エ レ ベ ー タ ー	<input type="checkbox"/> 防 火 区 画 (構 成 機 器 設 備)	
		<input type="checkbox"/> 防 煙 区 画 (構 成 機 器 設 備)	<input type="checkbox"/> 非 常 錠 設 備	<input type="checkbox"/> I T V 設 備	
		<input type="checkbox"/> ガ ス 緊 急 遮 断 弁	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
工 事 者 区 分	電 源 工 事				
	配 線 工 事				
	配 線 工 事				
	機 器 の 取 付 工 事				
	機 器 の 取 付 工 事				
	機 器 の 取 付 工 事				
そ の 他					

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 2 選択肢の併記してある欄には、該当事項を□印内をチェックすること。
  - 3 工事者区分欄には、設備会社名等を記入すること。

パッケージ型消火設備の概要表

種 別	I型×( )台 ・ II型×( )台												
認 定 番 号	号												型式記号
消火薬剤貯蔵容器等	加圧・蓄積 ( MPa)			材質				内容積	× 本				
消 火 薬 剤	種 別												型 式 番 号
	貯 蔵 量	(1台当たり) × 本 =											
加 圧 用 ガ ス	ガスの種別	窒素・二酸化炭素											
	充 填 量	(1台当たり) × 本			×	kg	× 本			充填圧力	MPa		
ホース等	材 質							ノズル切替有無	有 ・ 無				
	寸 法	長さ m (I型・II型)											
	ホース収納方式	リール収納方式 ・ ホース架収納方式											
設 置 場 所	設 置 階												
	台 数												
電 源	常用電源回路	単相・三相 AC V 電灯回路・動力回路											
		DC V AH	充電方式：トリクル・浮動 使用別 ・ 専用・共同										
	非常電源回路	種別 ( ) DC V AH 充電方式：トリクル・浮動 使用別 ・ 専用・共同											
配 線	表示灯回路	露出ケーブル・電線管露出・電線管理設・その他 ( )											
	非常電源回路	耐火電線・電線管露出・電線管理設・その他 ( )											
放 射 性 能	放 射 率	/min											
	放 射 距 離	m											
	全量放射時間	秒											
備 考													

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 2 選択肢の併記してある欄には、該当事項を○印で囲むこと。



パッケージ型自動消火設備の概要表

認定番号・設置台数		認定型式番号		号×	台	型式記号				
消火薬剤貯蔵容器等		加圧・蓄圧 (MPa)		材質		内容積		× 本		
消火薬剤		種別		型式番号						
		薬剤量		容器別数量		× 容器数 本		× 容器数 本		
加圧用ガス		ガスの種別		窒素・二酸化炭素		充填量 (1台あたり)		MPa		
本体設置状況		薬剤貯蔵容器等		接地端子		有・無				
感知部	感知器の種別		式 型 ( )		型式番号：感第 号×		種 個			
			式 型 ( )		型式番号：感第 号×		種 個			
			式 型 ( )		型式番号：感第 号×		種 個			
			式 型 ( )		型式番号：感第 号×		種 個			
検出方式										
音響装置		音声・サイレン・音声+サイレン・ブザー・その他 ( )		運動有無		有 ( )		無 ( )		
手動起動方式										
放出導管		主管 材質： 呼び方：		分岐管 材質：						
放出口		材質：		放射量： /min						
補助散水栓		屋内消火栓 (1号・2号・易操作1号) × 台		I型 × 台		II型 × 台				
電源		常用電源回路		単相・三相 AC V 電灯回路・動力回路		DC V AH 充電方式		トリクル・浮動 使用別 専用・共同		
配線		非常電源回路		種別 ( ) 充電方式		トリクル・浮動 使用別		専用・共同		
警報回路		耐熱電線・電線管露出・電線管理設・その他 ( )								
その他の回路		IV電線・露出ケーブル・電線管露出・電線管理設・その他 ( )								
階	階面積	主な用途		同時放射区域数	最大同時放射区域面積	放出口数	備考			
階	m <sup>2</sup>			区域	m <sup>2</sup>	個				
階	m <sup>2</sup>			区域	m <sup>2</sup>	個				
階	m <sup>2</sup>			区域	m <sup>2</sup>	個				
階	m <sup>2</sup>			区域	m <sup>2</sup>	個				
階	m <sup>2</sup>			区域	m <sup>2</sup>	個				
階	m <sup>2</sup>			区域	m <sup>2</sup>	個				
合計				区域		個				
備考										

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 2 選択肢の併記してある欄には、該当事項を○印で囲むこと。